

令和5年第5回(9月)筑紫野市議会定例会
第3回決算審査特別委員会

○日 時

令和5年9月14日(木)午前8時56分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(21名)

委員長	横尾秋洋	副委員長	辻本美恵子
委員	田中允	委員	上村和男
委員	赤司泰一	委員	高原良視
委員	西村和子	委員	原口政信
委員	宮崎吉弘	委員	山本加奈子
委員	八尋一男	委員	城健二
委員	古賀新悟	委員	坂口勝彦
委員	段下季一郎	委員	前田倫宏
委員	檜木孝一	委員	佐々木忠孝
委員	吉村陽一	委員	赤司祥一
委員	春口茜		

○欠席委員(1名)

委員 白石卓也

○傍聴議員(0名)

○一般傍聴者(1名)

○出席説明員(39名)

総務部長	嵯峨栄二	財政課長	高木伸泰
財政担当係長	尾形基貴	契約担当係長	権丈哲
財政担当主任	伊龍志保美	危機管理課長	中村昭治
危機管理担当係長	森田健太郎	生活安全・防犯担当係長	結城哲雄
管財課長	永利俊美	管財担当係長	永田裕二
人権政策・男女共同参画課長	谷典士	人権・同和政策担当係長	田川誠

企画政策部長	宗 貞 繁 昭
広報広聴担当係長	原 田 典 忠
企画政策担当係長	齊 田 誠
人 事 課 長	永 田 貴 也
行政管理担当係長	平 島 知 子
市 民 課 長	江 中 誠
税 務 課 長	石 川 純 快
固定資産税担当係長	瀧 崎 雄 貴
収納担当係長	小 椎 尾 公 憲
国保担当係長	宮 下 無 双
健康推進課長	毛 利 早 希
健康企画担当係長	吉 田 聡 子
子育て支援担当係長	佐 藤 武 朗
保育児童担当係長	中 村 義 弘

秘書広報課長	亀 井 美 和
企画政策課長	中 尾 泰 明
デジタル政策担当係長	力 武 晋 平
人事担当係長	中 村 淳 二
市民生活部長	杉 村 真 子
受付担当係長	河 野 桂 子
市民税担当係長	渡 邊 成 祐
収 納 課 長	倉 掛 伸 夫
国保年金課長	高 口 修
健康福祉部長	嘉 村 千 穂
健康推進課長兼健康推進担当係長	山 田 真理子
子育て支援課長	岡 嶋 桐 子
保育児童課長	坂 田 浩 章

○出席事務局職員（3名）

局 長	荒 金 達
主 任	井 形 光 介

課 長	大久保 泰 輔
-----	---------

開会 午前8時56分

○委員長（横尾秋洋君） では、皆さん、おはようございます。

ただいまから第3回決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、本特別委員会に一般市民の方1名より傍聴の申出がっております。これに許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしと認めます。よって傍聴の申出を許可することになりました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前8時56分

再開 午前8時57分

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議題1、令和4年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定についてに入ります。

まず、集中審査日程ですが、これについては昨日13日の委員会協議会において、集中審査事項の抽出を行いましたので、それに基づいて、お手元に令和4年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算審査各部・課集中審査日程（案）をお配りいたしております。

審査日程は、日程表の案のとおり、本日の14日、そして、15日、19日の3日間とし、総務市民常任委員会所管分、文教福祉常任委員会所管分、建設環境常任委員会所管分の集中審査が終了した後、議員間討議を行い、皆さんの御意見をいただいた上で、討論、採決をしたいと思います。

日程（案）について、以上ですが、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） では、この日程表の（案）というのを削除してほしいと思います。

では、お諮りいたします。

令和4年度一般会計決算審査における集中審査日程は、お手元の日程表のとおりといた

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしと認めます。よって、令和4年度一般会計決算審査における集中審査日程は、お手元の日程表のとおりといたしました。

それでは、集中審査に入りたいと思いますが、審査に入る前に、執行部から自己紹介をお願いいたします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨と申します。よろしくお願ひいたします。

ただいま令和4年度の一般会計決算認定に係る各課の集中審査日程、決めていただきました。本日から3日間どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、総務部所管ということになります。総務部としては、財政課、危機管理課、管財課、人権政策・男女共同参画課と4課御説明差し上げたいと思います。私どもも簡潔な説明に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、出席しております財政課職員、紹介させていただきます。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 契約担当係長の権丈でございます。

○契約担当係長（権丈 哲君） 権丈でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願ひします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当主任、伊龍でございます。

○財政担当主任（伊龍志保美君） 伊龍と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、課長のほうから説明に入っていただきたいと思ひます。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、財政課分の説明を始めさせていただきます。

決算審査資料の1ページをお開きください。事業成果一覧に記載の契約に関する落札金額と予定価格、事業者名と落札率についてでございます。

まずは、用語の説明からさせていただきます。

契約額とは最終の契約金額でございます。すなわち、履行期間中、契約の変更が生じた場合は変更契約後の金額でございます。

次に、落札額とは入札により決定した当初の契約金額のことでございます。

予定価格とは落札額を決定する基準として設定する、いわゆる上限額でございます。

最後に、最低制限価格とは、いわゆる下限額でございます。ここで、最低制限価格につきましては、公共工事の品質確保のためや労働者の条件悪化を防ぐため、安全対策を徹底させるため、これらの目的で設定されるもので、福岡県下ほぼ全ての市町村で導入をしているものでございます。

次に、契約事務の流れについて御説明いたします。

建設工事の指名競争入札を例にして説明いたしますと、一番上の契約起案で、どのような工事をどのような規模で行うかを決定し予定価格を定めます。次の指名通知の段階で、市に登録する業者の中から、例規で定める事業者数以上の事業者を選定し、入札会への通知を行います。次の入札会では、最低制限価格以上予定価格以下の中で、最も低かった額を落札額といたします。落札額が2者以上いた場合は、くじにより落札者を決定いたします。落札者が決定いたしましたら、落札額で契約を締結し、工事に着手をいたします。履行期間中に、当初の設計段階では想定しない事由が発生した場合は、変更契約を行う場合がございます。工事が完了しますと、完成検査を行い、検査基準を満たしますと、支払いを行い、一連の事務は終了いたします。この流れにつきましては、国や県においても同様となっております。

ここで記載はしておりませんが、質問に出ておりました随意契約について説明をさせていただきます。

随意契約とは、競争入札を省略できる手続として、一者または複数の者と、入札書でなく見積書を徴取して、契約の相手方を決定する方法でございます。これは地方自治法、その施行令及び市の規則に定められた行為で、その適用は限られております。例えば、少額である場合や競争入札に適さない場合、2度の入札でも落札しないとき、緊急でいとまがないときなどの事例がございますが、これらはマニュアルで厳密に運用しているところでございます。

随意契約の説明は以上でございます。

次に、2ページを御覧ください。

対象につきましては、契約額が1,000万円以上のものとなりますが、各表につきまして

は、左から契約番号、契約名称、契約額、落札額、予定価格、最低制限価格、落札率などを掲載しております。表の左上には、工事の種別を記載しておりますが、2ページの土木工事から始まりまして、最後は8ページの交通安全施設工事まで、一覧でお示ししているところでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 1ページから8ページまで説明を受けました。質疑のある方は挙手をしてください。

田中委員。

○委員（田中 允君） 最低価格も最高価格も公示してありますかね。それと最低価格の場合というか、工事が流れた件数等は、何か物件等あれば、具体的な例をもってお願いします。

○委員長（横尾秋洋君） 分かりますか。課長。

しばらく休憩します。

休憩 午前9時05分

再開 午前9時06分

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず、予定価格及び最低制限価格の公表につきましてでございますが、一定価格以上の工事に対して事前公表を筑紫野市では行っているところがございます。

次に、その入札が不調になったものということで、御質問でございますが、この表の中では1件ございます。6ページの一番上でございます契約番号19297、山家コミュニティセンター昇降機取替工事でございます。こちらにつきましては、当初、入札参加資格名簿に記載の昇降機設備工事に登載される全11者を指名したところでございますが、入札辞退が起きまして、一者しか残らなかったため入札が中止となっております。この後、仕様書を見直しまして、再度、入札を開催しましたが、同様の理由により、入札辞退により一者しか残らなかったため、競争入札が成立せず、入札が中止となりました。こういったことで、その後、いずれも登録業者で履行可能な業者は一者のみでございましたので、その業

者との随意契約を行ったところでございます。事例は1件でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） もしその理由が分かれば、述べていただけませんか。何で辞退になったのか。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） 辞退の理由でございますが、全11者を指名いたしました、その中でエレベーターの製品の対応ができないということで辞退をされたものが4者、技術者が不足しているということで辞退された方が3者、施工が困難という理由が2者、納入期限内での履行が不可能と答えたものが1者、合計10者の方が辞退をしたところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それでね、例えばそういう特殊な、例えばメーカーがあるやない。これは日立ビルシステムのエレベーターやろうと思うわけよ。そういう大体ほかのメーカーもそんな感じで流れていくわけやろか。流れるというのは、もし別のメーカーで設置しとって、次に改修工事とかをやるときは、どのような流れになるのかな。いやもう、結構随契でないと契約できないという状況になってるのかな。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） 特に2回目の入札で、仕様書を見直しまして、エレベーターについては同等品の使用を認めるという形で入札を行いました、同様の理由で辞退が発生しまして、入札が成立しませんでした。そのような理由で、もうここしかできないという理由で随意契約を行ったところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） ちょっと確認なんです、説明をお願いしたいと思ってるんですが、予定価格から最終的な契約額、この差異が物すごく開きがあるというのが、全体で2ページから7ページまで見させていただきましたけど、特に学校のトイレ工事、こちらのほうが予定価格より大きく膨らんでるというか、ところが見られるので、特に原田小学校のトイレですよ、13118、何か理由があるんでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） ちょっとその分を、4ページの分ですか。

○委員（宮崎吉弘君） そうです。

○委員長（横尾秋洋君） 4ページの起工第36号。

○委員（宮崎吉弘君） そうですね。起工第36号の原田小学校。特にですね、これ500万ぐらい膨らんでると思う。予定価格より。

○委員長（横尾秋洋君） ああ、オーバーしとるわけやな。

○委員（宮崎吉弘君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） この4ページ、契約番号13118の原田小学校の管理教室棟トイレ改修時工事について、御説明をさせていただきます。

まず、こちら見ますと、予定価格につきましては4,129万9,000円で設定していたところ、その左隣の落札額3,916万円、こちらで当初の契約をしたところでございます。この後、その左側、契約額の欄に4,618万6,000円ということで価格が増えております。これは、履行期間中の変更契約後の額が、この4,618万6,000円になったということでございます。この理由につきましては、詳細はちょっと所管課のほうで把握しておるところですが、こちらの原田小学校のトイレ改修工事、スロープを取りやめて、床全体をかさ上げすることによってバリアフリー化するという変更契約を行い、その施工にこれだけの費用がかかったということで聞き取りをしております。

以上でございます。

○委員（宮崎吉弘君） はい、分かりました。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 1ページのところなんですけれども、支払いが最後の段階に1回で書いてあるんですけれども、個人の場合は何か契約期か何か、何かちょっと頭金みたいな払ったりとかするんですけど、そういうことはないのかということと、それから、この契約者は、市内の業者の割合というのはどれぐらいの割合か。教えていただけますか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

しばらく休憩します。

休憩 午前9時14分

再開 午前9時18分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず、1点目の支払いに関して、事前に支払いができるかということですが、建設工事に関しましては前払金制度がございまして、契約書の中に落札金額の40%までについては、前払金の請求ができるということを契約書の中に記載をしているところでございます。

続いて、2ページからの表の中で市内業者がどれぐらいあるのかということにつきましては、ちょっとただいま集計ができませんでしたので、ちょっと後ほど、資料を提出をさせて、もしくは、報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 報告でいいですから、お願いします。

○財政課長（高木伸泰君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 予定価格とね、落札額がもうほぼ近い額にあるわけよ。予定価格と落札額が。まあ、ほぼ近いというなのが多いけど、そこら辺りはどのように受け止めてありますかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） 予定価格と落札額の違いについてですが、こちらはいわゆる落札率というところに反映すると思いますが、この落札率について、近かったり、ばらつきがあったりということにつきましては、入札行為でございますので、検証は困難でございますが、個々の入札参加の業者さんが会社の利益であるとか、従業員数や機器類の保有状況、そういったものを加味して、この金額を受注できると積み上げられた結果であると考えております。この落札率が高い場合につきましては、市のほうの当初の積算価格を適正に設計をしておれば、落札率はおのずと高くなる傾向にあると考えております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 最低制限価格に近いというのは、ほぼないのよね。ぱっとしか見てないけど。予定価格のほうにはほぼ近いとよね。最低制限価格というのは、どういう趣旨ですか。ものですかね。現実に運用されるわけ。ほかの入札でも1回言うたけども、県なんかはどのような形でやってるのか。比較ですたいな。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） 福岡県及び県内の平均の落札率、それから、筑紫野市の落札率、そういったところをちょっと比較したところですが、特に大きな差異はないと分析しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 次に移ります。9ページの歳入総額に対する……。

○財政課長（高木伸泰君） すいません、よろしいでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） はい、課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらで、契約担当の権丈係長につきましては、ちょっと業務のため、席を外させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、9ページの歳入総額に対する基金積立額と実質収支額の合計の割合、この件に移ります。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、次に資料9ページ、歳入総額に対する基金積立額と実質収支額の合計の割合についてでございます。

過去10年間分ということで、表につきましては平成25年度から記載しております。それぞれ歳入決算額、実質収支額、基金積立額を記載し、表の一番下の行で歳入決算額に対する割合を書かせていただいております。この割合について、平成25年度は3.5%でしたが、次の26年度は3.7%となっており、最後の令和4年度は11.1%となっている状況でございます。

説明については、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 結構頑張って残してるので、どういう自助や努力を払われたかだけ、あるいは、どういうことに気をつけて予算執行に当たられたかということだけ説明してくれますか。ずいぶんと、1割以上残しておりますので。普通残るのは4～5%かとい

うふうに、1年生議員の頃は教わったものですから、先輩たちにね。それからすると、その倍ぐらい残して、基金に積み立ててるという状況を、どうやって実現されたのかだけ教えてくれますか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず、この表の見方についてでございますが、確かに収入の約1割となっているところでございますが、これは何割であれば適切であるといった基準はないところでございます。令和4年度につきましては、前年度比で、実質収支額は減、基金積立額は増となっているところでございますが、ちょっとそれぞれの分析をさせていただきますと、まず、実質収支額につきましては、税収が収納率の向上により見込みよりも上回ったこと、また、地方消費税の交付金、こちらも消費の増加により補正予算後の見込みよりも上回ったこと、こういったものが挙げられます。また、基金の積立額につきましては、政策的な判断によるものでございますが、次なる危機への備えとして確保をしているところでございます。

参考までに、この計算式で近隣市の状況を確認したところでございますが、この11.1%よりも高いところもあれば低いところもある、おおむね同様の状況となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 端的に私が思うのは、財政計画だとか、あると思うんですね。監査の意見の中にも必ず財政計画に沿ってやってくださいねっていうふうに出てるので、そういうことに気を払いながら、執行してきたというふうに言っていたかないと、つじつまが合わなくなって、何をしておられるのですかって聞きたくなるので、そこだけは言ってください。やっぱりきちっとやってきましたというのが一番大切なところでしょう、あなたたちの立場から言うと。説明する側がいいかげんなことを言って、何の基準もなく、よそもこんなもんですよって言うとね、うちは何の基準もなくそうしたのかという話になると、ねっ、この審査のしようがしにくいので、お願いします。もう1回。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） 第3次筑紫野市財政計画の中でも基金の積立額、それから、地方債の残高であるとか、そういったところが目標値として掲げられているところでございます。こういったところが、この表の中にも反映はしているところでございますが、財

政計画の達成に向けた形で、規律ある財政運営をこれからもやっていくところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 特に予算委員長の指摘があつて、予算編成するときの基準で、各課のほうにこういう理由で予算を提出してくださいよというところの大きな問題があつたかに思いますので、今の予算委員長の発言は重いというところで受けてほしいなと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、執行部の入替えを行います。

財政課から、次は危機管理課という形になります。

〔執行部入替〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、部長、再度、職員の紹介をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、危機管理課職員、出席しておりますので御紹介いたします。

危機管理課長、中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 危機管理課長、中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 生活安全・防犯担当係長、結城でございます。

○生活安全・防犯担当係長（結城哲雄君） 生活安全・防犯担当の結城と申します。よろしくをお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理担当係長、森田でございます。

○危機管理担当係長（森田健太郎君） 危機管理担当、森田でございます。よろしく願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、第12ページの交通安全推進事業、実績について説明をお願いします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 交通安全推進事業、実績について説明をさせていただきます。

決算審査資料、12ページを御覧ください。

決算額129万9,619円。交通安全指導員さん、指導員が17名、交通安全指導を月2回、第2・第4金曜日を原則に年23回実施しております。四季、春、夏、秋、年末のそれぞれの時期に交通安全県民運動と連動した市内公共施設、各区のポスター掲示やチラシ配布、町内回覧、ホームページ等々の啓発を行ってまいりました。飲酒運転撲滅の啓発運動は、街頭啓発やはたちの集いにおいて、啓発リーフレットを配布し、筑紫野市料飲組合を通じた啓発チラシ・物品の配布を行っております。また、啓発物品として、グッズであったり、のぼり旗、ポールを購入したところです。

説明については以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 交通安全指導員のね、一時成り手が少ないとか聞いたけども、これ定員とかあるんですかね、安全指導員17名ですけども、目標とか定員とか、そういうのはあるんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 交通安全指導員さんの定員というのは定めておりません。地区でふさわしい方を推薦していただきながら、交通安全指導員さんの配置をさせていただいておるところです。成り手不足等々の件でございますけど、そういったところを地域等の協力を得ながら、そういうふうにより多くの安全指導員さんが確保できるように、市としても努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 子どもたちの通学とかに関して、交通安全教室とか、そういうのをやっていると思いますが、あなたたちの所管ではないということで、ここには出てきてないんですかね。小学校の1年生になると、夏休み前だったと思いますが、6月か5月ぐらいに全校でやられてるかのよう聞いてるもんですから。そのときに必要な資材だとか、幾らかお金もかかっているんだろうに。それはここは所管していないで、教育委員会がやっているんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市内小学校では、今、上村委員言われたとおり、小学校

1年生、そして4年生を対象に、交通安全に係るカリキュラムが実施されておるところでございます。資機材等については、必要なものについては、警察であったり、交通安全協会等々からの要請もありますので、市としての整備を今検討しておるところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、自転車のさ、安全というか、ルールっちゅうか、交通ルールね、そこら辺りがね、今、ほら、罰金制とか、何か罰金かどうかちょっと分からん。反則金か罰金かちょっと分かりませんがね、そういう取組が今なされてますけど、筑紫野市としてはね、どのような、そういう安全確保を努めていかれるのかね。自転車通学、要するに交通指導とか含めてですね。

○委員長（横尾秋洋君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自転車を含めた交通安全に向けての取組につきましては、関係機関等々と連携し、警察も含めたそういった関係機関との連携を取りながら、市としてもできる限りの啓発に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（横尾秋洋君） 中村課長、今、上村委員の中から1年生と4年生を対象にやっているということやけど、これ、危機管理課でやってるんですか。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） これは教育委員会のほうが実施しておるものでございます。

○委員長（横尾秋洋君） それと、今の田中委員の自転車の件は。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自転車につきましては、全年齢対象に啓発、交通安全のルールの徹底であったり、今年度4月1日から全年齢に努力義務化されたヘルメットの着用であったり、そういったものの啓発等々を警察、関係機関と連携しながら取組を、危機管理課のほうでさせていただいております。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、自転車の運転というかね、自転車の走行のそういうマニュアルとかはね、あるかな。そういうの、交通指導とかマニュアルとかね、作ってもらわんとね、なかなか、我々もどこが、みんな自転車で行きようと、ああ、普通どおり行きようとかなの思ったりするわけよ。だから、どういふのが自転車交通ルールの違反ですよと

か、マナーとしてこういうことをしなさいとかね。そういうマナーの、交通——何て言うの、ここは道路を通れますよ、通れませんよとか、そういうね、マニュアルというかな、そういうのは作ってもらいたいと思うけどね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自転車にあっても、道路交通法の規制の対象になっておるところです。今、田中委員が言われたですね——まとめというわけではありませんけど、特に大切な内容等にあっては、先ほどの啓発の中での取組の中で、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） いや、本当ね、車運転しよってさ、いつも自転車がぱーっと出てきたりして、はっと思う時のたくさんあるわけよ。ねっ、だから、こちらも悪いかもしれんけども、自転車も交通ルールを守ってもらわないかん。だから、そのようなマニュアルとかをね、市として作るべきじゃないかなという思いを、私、今伝えたわけですけどね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 繰り返しになりますが、関係機関と連携しながら、市として、どういうふうな啓発、取組ができるかを今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 目安は、いつ頃まで。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） できる限り努力をしてまいります。

○委員長（横尾秋洋君） この件はこれで終わり……。八尋委員、最後。

○委員（八尋一男君） はい、最後ですね。

飲酒運転撲滅の啓発活動、非常にこれは有効だと思うんですが、成果は上がってんのかね。令和3年と令和4年を比較して、本市の飲酒運転が下がったとか、上がったとか、どういう結果になってますかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

しばらく休憩します。

休憩 午前9時36分

再開 午前9時36分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 令和4年、これ暦年でございます。令和4年の1月から12月にかけて、市内で発生した飲酒運転に関わるような事故は起こっておりません。ただ、検挙件数については、ちょっと把握ができませんので。ただ、令和3年度と比較すると、令和3年度から令和4年度はマイナス1であったというところで、令和4年がゼロでしたので、令和3年度は1であるということでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） それから、次、13、14、15ページの防犯灯補助事業について、説明をお願いします。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防犯灯補助事業、内容、各行政区別の状況について、御説明をさせていただきます。

決算審査資料、13ページを御覧ください。

決算額2,475万8,043円です。防犯灯設置等補助金交付規定に基づき、地域の防犯環境を向上させるため、各自治会等が行う防犯灯設置等についての補助を行っております。防犯灯設置補助の決算額786万3,956円、防犯灯の新設、取替、補修、移設に係る経費の3分の2の補助を行ったところでございます。防犯灯電灯費補助金、決算額1,689万4,087円、電灯費の3分の2、ただし、LED防犯灯については2分の1として電灯費の補助を行ったところです。令和4年度防犯灯の設置補助、電灯費補助、行政区別一覧につきましては、14ページ、15ページに記載しておるとおりでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） これに対する質疑はありますか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） トーンが低いですね。この14ページ、15ページで、設置、もしくは、LED、電灯費の補助費とか、様々作っていただいておりますが、その中身でですね、例えば、柚須原の自治会で1個新設というか——がされてるのかな。ですよ。取替ですね、取替が一つしていただいておりますけど、これが1万9,066円ということで、ほかのところも見るとですね、何か計算が合わないちゅうか、補助が場所によっ

て違ってるのか。それとも、工事が——何て言うのかな、附帯工事が多くてから、補助が高くなってるのかとか、ばらつきが金額によってあるんですけども、そのちょっと根拠を教えていただきたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 御質問のいわゆる金額のばらつきにあつては、それぞれの自治会等で発注しておる先、業者さんが異なっております。そういったところで、業者別にそれぞれの工事費等々の違いがございますので、金額に違いが出ておるものでございます。市としては、工事費等に関わるものの3分の2を積算して、補助金の算定を行っております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 防犯灯の設置のほうの補助金に対して、お尋ねをいたします。

特に新設等が行われる場合、地元の区から申請が上がってくることになると思いますけども、年度ごとの応募枠とか、そういったものは決まっているんでしょうか。いわゆる予算の枠組みですたいね。来たものは全部受け付けられる。そういったことでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 本事業の予算額につきましては、前年度実績等を踏まえて算定し、予算の計上をさせていただいております。ただし、電灯費補助の額の変動であったり、様々な要因がございますので、年度末にあつて予算残額が限りがある場合においては、申請自体を一時的に保留していただくような要請をするケースもございます。令和4年度にあつては3件程度、そういうふうな「ちょっと4月に入ってからお願いできないでしょうか」というふうな地区があった状況でございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 先ほどの宮崎委員の質問に関連してですけど、行政区ごとに発注する業者が違って、補助額が変わってくるということだったんですけど、なるべく歳出を減らすという意味では——何と言うかな、高いところについてとか、どうして安いところ

が、どういう理由で安いのかとかいうのを調査して、ある程度、何と言うか、平準化すると言うか、安くする方向での検討とかいうのはされているのでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 申請に基づく手続の中で、それぞれの工事費等を勘案する中で、あまりにも平均的なところよりも高額である場合については、ほかの業者さんからの相見積り等々を取って、もう一度検討していただけないでしょうかという要請をする場合もございます。ただ、市が減額——こういう単価でということは、地域がやられる防犯灯の設置、取替になりますので、そこまでの部分というのは、なかなか難しいものであるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 電灯費の補助費なんですけども、18番の宮田町の町内会、これがLEDが14で、その他が79。で、変わりまして、46の2、葉光ヶ丘自治会の、これ46の2ですから、これがLEDが13、その他で79。大体数字が近いんですが、この補助金の額が倍ぐらいになってるんですけど、その根拠というか、補助額。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） LED防犯灯以外のいわゆる蛍光灯を使用した防犯灯であったり、地域によっては蛍光灯の部分もワット数が違うケース等々がございます。当然電気料にあっては、付けてる器具のワット数等を勘案して、定額の料金を主に九電さんに申請されてあるところがほとんどでございますが、それぞれ設置してある器具に違いがあるというところで、電灯費についても、その器具の違いによって差が生じておるといところでございます。市としては、地域が支払った電灯費、領収書をきちんと写しをいただいて積算して、金額、LEDであっては2分の1、それ以外にあっては3分の2という算定をしながら、補助額を算出しておるところです。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 一覧表を見せていただくと、随分とLED化というのは進んだのかなというふうにして思ってるんですけど、これは電灯が明るくなるというだけではなくて、脱炭素化にも貢献することとして、みんなが注目もしていると思うんですけど、その推進していく考えを持ってやってるのか。大体あと何年ぐらいすりゃ、それが推進できる

かなというふうにお考えになってるのか。環境問題と絡めてはあんまり考えていないんですかね、執行部は。それを聞きたいです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） LED化を行うことによって、低炭素化が図れるという認識は危機管理課のほうでも持ち合わせてしております。LED化を進めていくために、本年度、令和5年度から本補助制度についても拡充を行ったところですよ。いつまでにとこういう御質問でしたが、あくまでも地域が行っていただくものになっておりますので、それぞれの地域、やはり実情が違いますので、そういった地域ごとにどういうふうに進めていくのかということをお検討していただきながら進めていく必要があるというふうにご考えておりますので、期限というのは、ここまでにというところは今持ち合わせてはいない状況でございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） できたらね、課長ね、やっぱり目標を立ててき、やって、特にこういう環境問題とか言われるところに、ただ申請があっただけで対応してますよということじゃなくて、市のほうからも積極的に指導していくというね、立場を取るべきやないかなと私は思いますけどね。課長、意見があったら。

○危機管理課長（中村昭治君） 貴重な御意見として承らせていただきます。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次は18ページですかね。危機管理課、消費生活対策一般事務事業、相談内容……。うん、（「すいません、次は、防犯カメラ」と呼ぶ者あり）ああ、16、17ですか。すいません。防犯カメラの整備事業ですね、こちらのほうに入ります。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防犯カメラ整備事業、設置箇所、実績について、御説明をさせていただきます。

決算審査資料、16ページを御覧ください。

決算額210万3,858円。それぞれ表に設置箇所として、25年度に設置した9か所、令和元年度に設置した9か所、令和3年度に設置した1か所、そして、令和4年度に1か所設置したところをつけさせていただいております。設置箇所につきましては、17ページの位置

図を参照していただきたいと考えております。

令和4年度におけます防犯カメラ映像提供の依頼、警察署からの分でございますが、18件ございました。この理由については、捜査事項に関わるため、詳細にあつては不明となっております。

説明については以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑はありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません、御要望があつたので、すいません、こちらでお伝えしてもよろしいですか。筑紫南コミュニティセンターの防犯カメラをずっと付けてほしいという御要望をいただいているんですけども、もしよければ、何か予算とかに組み込んでいただけたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） もう一回ちょっと、春口委員。

○委員（春口 茜君） 防犯カメラの整備事業、決算認定資料の51ページに犯罪に対する抑止力を高めるというふうに書いてあつたので、すいません、こちらで大丈夫かなと思つて御質問したんですけども……。御要望があつたので。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時51分

再開 午前9時51分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっと御意見がありましたので、質疑という形で取り下げます。

それから、議員の名札を私のほうに向けてくださいよね。自分のほうのために、ぱっと声が出らんときがあるからね。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 令和4年度の設置箇所1か所というところで、天拝小学校入り口交差点があつたんですけど、これ交差点、広いところになると思うんですよ、この17ページの見たら、ところですね。これ設置された経緯をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 当該地区に防犯カメラ等の設置がなかったこと、そして、交通量も一定あり、通学路というところから、警察との協議も踏まえながら、この設置箇所を設定したところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） ありがとうございます。じゃあ、防犯も兼ねて、交通安全も兼ねてという思いということによろしいですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） あくまでも、これ県の補助を活用させていただきながら取組を進めております。県のものでですね、通学路等々の規定がございますので、そういった規定に沿うような形で場所を選定しつつ、取組を進めてまいりたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 予算のときにも申し上げましたけども、この防犯カメラが行政による市民の監視にならないようにという形でお話をしたと思うんですが、実績のほうに警察へのカメラの映像提供が18件というふうにあるんですが、それ以外にも行政——もしかしたら防犯カメラが監視のような目的で使われたかもしれないというような事案があったかということと、その事案を確認するためにどういった手だてを取られているかということをお尋ねします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市が設置しておりますものにつきましては、管理規程をきちんと設けてやっております。基本的には、市がカメラの映像を確認することはございません。2週間たてば自動的に映像記録も消去されることを基本としておるところです。したがって、市が管理するものにあつては、そういう人権侵害に当たるような監視的なところの要素があったかという御質問でしたけど、それはなかったという認識でございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） この一番最初に設置をしていただいて、今順次増設という形にな

っているんですけども、最初の設置が平成25年に設置されていて、もう既に10年を経過しようとしているんですが、これ県の補助で設置をされているわけですけども、維持というか、例えば、不具合が生じたとかというのは、非常に何か映像を警察のほうで確認をされるとは思うんですが、故障とかそういう維持管理というのはどういうふうに捉えてあるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 設置しておりますカメラにつきましては、平成25年、令和元年度にあっては、これリース事業で行ったものでございます。県の補助が拡充されたのが令和3年度からでしたので、令和3年度からは市のほうは県の補助を活用しながら取組を進めております。保守に関しては、運転を確認できるパイロットランプというのがいわゆる管理盤のところにつけております。それが消えておれば、ちょっと何かしらの不具合があるんだというようなところで分かるようにしておりますので、そういったところがあれば、基本的にはその都度都度、修理等々の依頼をかけながら保守を行っているような状況でございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 城委員。

○委員（城 健二君） この設置台数なんですけど、平成25年度に9か所、そして、令和元年に9か所、そして3年度、4年度は1か所という形なんですけど、この台数つうのはもっとももっと増やしてほしいと、私は考えるんですけど、市民の考えもあると思うんですが、やっぱり増やしてほしいという考えがあると思うんですが、これ何でこれ1個1個という、こう少なくなる、もっと多く設置できないんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 先ほども御答弁したとおり、令和3年度から県の補助事業を活用しながら、市としての防犯カメラの整備の取組をしております。県の予算の枠にも当然ながら限りがございますので、市とすれば、県の補助を最大限に活用しつつ、取組を進めていきたいというふうに考えております。県の補助の枠に余裕があれば、またそのときに予算をどうするかというところも検討することが、必要に応じてあるのかなというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 盛んに県の補助とか言われてますけど、私は一般質問でも2回しましたけど、これだけ犯罪が起きてる。それから、徘徊者が出て、早期発見のためにはぜひ必要ですよ。それから、通学路にも必要ですよと言い続けながら、県の予算頼みで、あとは、市としては何もやろうという気はないんですか。その辺のお考えはどうですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市とすれば、市の負担部分の軽減も踏まえて、県の補助を活用して取組を進めていくというスタンスで今取組を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 全然回答になっとらんですね。市としてやるという意気込みがないのかと。県のあなた任せじゃないでしょう。市としてやろうという気がないんですか。

○委員長（横尾秋洋君） ちょっと、八尋君、個人的な意見がちょっと入ってきてるようです。要するに単独事業でもやらないのかと。県任せですかということですから、再度質問の回答ください。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防犯カメラ整備の取組にあっては、その時々々の状況を踏まえながら、予算計上に向けての検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 防犯カメラの設置基準とかあれば教えてください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 初めに取組を始めた平成25年度当時からは、いわゆる性犯罪とか声かけの事案、そういうふうなところの、いわゆる繁華街的なところ、交通量が多いところ、そういったところをベースに箇所を選定し、設置を取り組んでおります。県の補助——何回も県の補助と言って申し訳ないんですけど、今取組を進めておる部分につきましては、先ほどお話ししたそういう性犯罪の事案があったようなところであったり、通学路であったり、そういうふうな場所というのが基準として、補助の基準の中にございますので、そういったところで、市として合致するところを選定しつつ、取り組んでいる状況でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 以上です。

田中委員。

○委員（田中 允君） 前はほら、自動販売機やらにね、何とか付けたりとか、一時そういう話もあったわけですけども、今現在さ、市が設置しとる分以外にも防犯カメラってあるんですかね。ないんですかね。設置してあれば、どういうところにあるのか。そこら辺りの説明、あればですね、お願いします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市内の防犯カメラの設置状況については、もうあまりにも数が多過ぎますんで、市が把握することは困難でございます。御質問のあった自販機に付けているものですけど、事業者から提案を受けた部分で、市内の自販機に併設した防犯カメラというのを、市内5台設置をさせていただいております。現在は、そういう事業者からの積極的な声かけ等々も提案も受けていない状況ですから、プライバシーに配慮しつつ、市が必要とする箇所のそういった自販機併用型が付けられるようなところがあれば、積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員は大丈夫。

○委員（段下季一郎君） 大丈夫です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですね。

これはこれで終わります。

次に行きます。

危機管理課がまだ、あるかな。ないんかな、こら。18ページ……、これもいいやろ。

休憩しますか。（「はい」と呼ぶ者あり）なら、15分まで休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は18ページの消費生活対策一般事務事業ですね。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 消費生活対策一般事務事業、相談の内容の内訳と対応に

ついて、御説明させていただきます。

決算審査資料、18ページを御覧ください。

決算額652万8,591円です。平成30年度から令和4年度まで過去5年間の相談件数は、表に記載しておりますとおり、平成30年度の643件以降は各年度で増加傾向にある状況でございます。令和4年度の相談の内訳ですが、店舗購入に関わる相談が169件、訪問販売に関わる相談が84件、通信販売に関わる相談が339件からその他287件まで、表に記載しているとおりの内容で、合計が961件でございます。

次に、この相談に対する対応についてですが、他機関紹介18件、助言591件から処理不能の14件まで、表に記載しておるとおりでございます。

説明については以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） 表の一番下のあっせん解決249件って書いてあるんですが、これはどういうふうなあっせん解決、具体的にされたんですか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 消費生活相談員が消費者と事業者の間に入り、話し合いをしながら解決に向けた支援を行って、一定の解決が見られたものをあっせん解決というふうに分類しております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） この相談内容を見ますと、店舗購入とか訪問販売とか通信販売、これを中村課長のところ、危機管理課で扱うというのが、よう分からんですけど、その辺のことをちょっと御説明お願いします。こら商工会とか、そちらのほうでとかいうことを思うんですけど、いかがですか。

○委員長（横尾秋洋君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 消費生活に関わるものは生活の安全に関わる部分というふうに、市としては捉えておりますので、現在は危機管理課のほうに消費生活センターを所管しておるところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） これ以前——以前と言うか、令和元年度はたしか啓発チラシを全戸配布してたかと思うんですけども、これちょっと、さらに前は、何かチラシだけじゃなくて、訪問販売お断りのステッカーとかも配ってたんじゃないかなと思うんですけど、それって、何か今行ってるんでしょうか。そのステッカー配布とかは。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 消費生活に係る啓発については、現在も取組を行っております。

以上です。

○委員（段下季一郎君） ステッカーを配ってるかと。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） すいません、ステッカーを配布しているのかという。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 令和4年度においてもステッカーを作成し、高齢者施設等々そういったところを中心に配布を行ったところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次に行きます。

説明を願います。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 消防団員報酬等関連事業、各地域の配置人数、過去5年間について、御説明をさせていただきます。

決算審査資料、20ページを御覧ください。

決算額3,406万3,263円です。団員数につきましては、本部、分団を含む本部、二日市分団、二日市東分団、御笠分団、山家分団、筑紫分団、筑紫南分団、山口分団ごと、平成30年から令和4年にかけての団員数をそれぞれ記載しております。令和4年度にあつては、全体で295人の団員でございました。なお、消防団の条例上の定数については、記載のとおり341人となっております。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明が終わりました。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すいません、この条例定数との乖離について、お伺いしたいんですけれども、ここ3年、年々減少化傾向にあるということで、条例定数から約50名ぐらい弱少ないということなんですけど、実際これが、私は進んでいくと思っておりますけれども、この条例定数というのを下回った場合、実際の活動に支障が出てくるという、そういうことを踏まえて、今後増やすという取組とかというのをされる御予定はございますでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 団員確保に向けての取組についての御質問であろうと思います。団員確保については、市のほうでも減少傾向が続いていることを重く受け止めております。消防団員にあっては、条例でも定めておりますが、市内在住もしくは勤務の18歳以上であって等々の規定がある中で、消防団の団長が市長の承認を得て任命することになっております。まずもって、消防団活動にきちんと理解を示していただき、活動を担っていただける方を、やっぱり団員として確保していく必要があるというふうに考えております。これについて、どういった取組があるのかというと、ちょっと、今すぐこうしたら団員が増えるというようなものは持ち合わせておりませんが、現在でも、やはり対面でそれぞれ団員になっていただきたいという方に、対話ですね、対話をしていただきながら勧誘等が行われているケースがほとんどでございますので、そういったところを地域の協力も得ながら進めていければというふうに思っているところです。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 関連してではあるんですけども、例えば、今自治体においては、大規模災害や火災等に限り出勤をする機能別団員、いわゆるOB制度であるとか、そういったところも進んできているところもあるんですけども、そういった取組を踏まえて、市の見解もお尋ねしたいなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 現時点においては、機能別団員を創設する予定はございません。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 筑紫野市役所内にも消防班というか、そういうのは設置してありますかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自衛の消防——市庁舎内に火災が起こったときに、そういうふうに消火に当たる職員というのはおります。自衛消防という形ですね。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先ほどの答弁の中で、機能別団員は考えていないということなんですけども、その理由というか、もう少し説明をしていただけたらなと。どうして考えられないのか。現在定数においては減少傾向であって、今後団員確保に向けては取り組んでいくというのは、重々理解できるんですけども、そういった総務省であるとか、そういった取組の中で出てきている中で、前向きになれない理由があるのか、その点お聞かせ願えたらなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 機能別団員の創設に当たっては、消防団との協議が十分に整っていないというところがございます。そういった丁寧な説明、両者の理解というのが必要不可欠であるという認識でございますので、現時点で創設については考えていないという御答弁をさせていただいたところです。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 今、先ほど佐々木委員の質疑の中でも、答弁の中で、ちょっと私の認識不足かもしれませんが、それは消防団と、そして、あるいは地域に任せると、そういうふうな何か答弁に聞こえたんですけど、それは間違いはないんですか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 先ほど佐々木委員に御答弁差し上げた趣旨については、消防団員であったり地域であったりの協力を得て、市としてもいろんなことを捉えてまいりたいというふうな意図で御答弁させていただいたところです。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） ただ、決算のこの数字を見る中でも、年々減少している傾向というのは、今始まったばかりじゃないと思うんですよね。当然答弁の中ではね、やはり行政としても、こういった取組をしているというのが具体的にあってしかりかなというふうに、私は思っております。これは一つの意見として受け止めていただきたいんですけど、あともう一つの疑問がですね、職員ですたいね、職員の消防団への加入状況という、あるいは推移でも構いませんので、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 御意見として重く受け止めさせていただきます。

御質問の消防団員における市職員の人数ですが、令和4年にあっては37名の職員が団員として所属しております。この表に記載しておる平成30年からにあっては、大体35から37の間をずっと推移しているような状況でございます。市としても、職員の勧誘というのを、今御答弁した消防団員、市職員としての消防団員等々からも声かけを含めて行っているところで、市としても団員確保に向けて、様々な努力を私どもも含めてやっていかなければならないというところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 私、何か一つだけね、この分団ごとの定数というのはあるんですか。全体の定数は341やけど、分団ごとの定数というのはありますか。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 条例で定めておりますのは、全体の総数の定数のみで、分団別に何人何人というのは、目安的なものは持ち合わせておりますが、明確にこの人数だというふうに決めたものというのはないというところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） はい、分かりました。

では、以上で危機管理課は、これでおしまいですね。長い時間お疲れさまでした。

入替えのため、しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今度は管財課が入ってきましたので、管財課の職員の紹介をお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、引き続き管財課の集中審査になります。

管財課の職員が参っておりますので、紹介させていただきます。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長の永田でございます。

○管財担当係長（永田 裕二君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、各施設の電気料についての説明をお願いいたします。
課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、決算審査資料、21ページを御覧ください。

各施設の電気料、過去2年分でございます。資料の表に記載しております高圧電力である37施設の契約業者は、令和3年度、令和4年度とも九州電力株式会社でございます。電気料につきましては、37施設ごとに記載しております。例えば、本庁及び附属棟につきましては、令和3年度が1,152万8,187円、令和4年度が1,660万7,288円となっております。ほかの施設の電気料につきましては、御参照のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、電気料の合計額が、令和3年度1億1,647万6,015円、令和4年度の電気料につきましては1億8,623万7,435円でございます。電気使用料につきましては、引き続き照明時間の設定の徹底などを行いまして、節電に努めるとともに、国や県その他の電力会社の動向とかに注視しながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑に入ります。質疑はありませんか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 資料ありがとうございました。令和3年度と令和4年度の電気料が上がるという、これはもう高騰してますので、この資料を見た中では分かるんですけど、結局約7,000万円ぐらいアップしてます。先ほど課長が言われました節電の工夫というのをお聞きしたんですけども、これはもう各場所によって、それぞれ環境とか状況も違うと

思うんですが、もうこれだけやりましたみたいな言えるようなというのは、やっぱ何かないんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 節電については、各課のほうに通知とかは行っているんですけども、それ以外のやり方としては、九電のほうが令和4年度におきまして、節電キャンペーンというのがございました。申込みをするだけで20万円の還付があるということで、そういうのは積極的に取り組んでさせていただいたところがございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 6番の二日市コミュニティセンター、令和4年度286万円で、8番の二日市東コミュニティセンターは123万円と、2倍以上の開きがあると思うんですけども、二日市東コミセンが新しいので、こっちがLEDで、二日市コミセンが古いから、そうじゃないという理由なのかどうかを、一つ教えていただきたいなというのと——多分広さ、そんなにそこまで変わらないと思うので。というのと、あとはもしそうであれば、二日市コミセンのLEDじゃない部分をLEDに変えていくみたいな計画があるのかどうか。2点教えてください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 今、各コミュニティの使用料が増えている理由なんですけども、LEDというよりも、当時コロナ禍がありまして、閉館とかしておりました。その中で、令和4年度とかは、そういったコロナ禍の緩和になって、閉館の時間が短くなったり、閉館がなくなったりして、使用料がちょっと増えておるというところでは、私のほうは判断してるところでございます。

○委員（赤司祥一君） ああ、そうですね。全体がそうですね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長、もう少し。

○管財課長（永利俊美君） すいません。二日市コミュニティと二日市東コミュニティはそういった形で判断をしてるところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ちょっとLED関係は、それは一緒のレベルでやってるということでもいいんですか。

課長。

○管財課長（永利俊美君） LEDの関係につきましては、確かに言われたように、二日

市東コミュニティのほうはLED化になっておりますので、そういった影響もあると思います。二日市コミュニティについては、設置の内容については今後検討していく案件だと思います。

○委員長（横尾秋洋君） ほかに……。宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 若干赤司祥一委員のほうにかぶるところがあるんですけども、ちょっと確認なんですけど、この表の令和3年度の合計金額と、令和4年度の合計金額が大体1.59倍になっているんですよ。先ほど答弁ありましたように、コロナ禍の令和3年度、それと令和4年度では当然差があつてしかるべき問題だと思うんですけども、この令和3年度の特に小中学校の電気代が、特に1.59というか1.6倍ぐらいの平均を、学校においては、すごく1.78とか大きく超えてる。吉木小学校にしては1.9倍近く上がってるんですけど、これは、要は学校の教員さん辺りでも、残業というか、電気を——するなつては言えないんですけど、そういう状況が一つあるんでしょうか。それ以外にも、何か主立った要因というのはありますか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 超勤が増えてるとかいう問題ではなくて、先ほど御説明したとおり、コロナ禍で学級閉鎖とかあつたものが通常どおりに戻っていつているという形になっているので、そういった形の影響があつてるのではないかなと。先生が残業しているから、それが原因というのではないと私は思っております。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

辻本副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） お尋ねですけど、小学校、中学校のエアコンで、電気でないエアコンがたしかあつたと思うんですよ。それをちょっと説明していただかないと、この各学校別の比較はちょっと難しいんじゃないかなというのが一つと。それと、これだけ温暖化が進んできたら、学校で言えば、校舎別に、天井、上に近いほうが、やっぱり上からの熱を受けて、校舎全体が暑くなっていく。例えば1階よりも4階のほうが暑いというところで、室温の計測をずっとされているのかというのはちょっと、学校の管理上、どんなふうな——一番最初の質問にあつた節電をするための工夫をするためにも、現状把握というところで、学校全体が今どんなふうな室温にあるのかというのを測ってるのかどうか。これは学校安全何とか基準がちゃんとあると思うんですよ。それが二つ目。それと一番大きなのは、電気料についてですけど、今九州電力って言われたけれども、もともとは九州

電力で、一時期新電力に変えていただいた時期があったと思うんですね、入札で。また、今九州電力になってるのは、入札状況、どんなふうだったのかをちょっとお知らせいただきたい。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 各小学校、中学校の電気とガスについては、後ほど説明させていただきます。

2点目が入札状況ですけども、まず、この電力入札を行っております。まず、令和2年度におきましては、丸紅新電力株式会社で契約をしております。期間は令和2年の12月から令和3年の11月の31日まで。令和3年度の落札業者が九州電力株式会社でございます。令和4年度につきましては、入札を行ったんですけども、やはり電力供給自体の単価が上がっておりますので、新電力、九電を並びにですね、応札がありませんでした。そのときに契約する場合は、九州送配電の会社と契約しないといけないんですけども、それはかなり料金が高く設定をしております。その中で、本来ならそこで契約する予定でしたけども、九電のほうから御提案がございまして、お安い、市場型、連動型の単価ではどうかということの提案がございましたので、比較したところ、9月ではございましたが、37施設の累計で200万円の削減ができるということがありましたので、こちらについては九電のほうに申込みをしたというところでございます。

それと、温度管理とかについては、教育政策課のほうに確認をして、また御報告させていただきますと思います。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 説明ですけど、御笠処理場とか阿志岐処理場とかはないんですけど、これはどういうことですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） あくまでもこの施設については、電力は高压電力の施設を持っているところの入札になっておりますので、それを対処しているところの施設を入札しているという形になります。ですので、それ以外のところは低圧になりますので、この契約の中には入ってないと。

○委員（八尋一男君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次に入ります。

22ページ、23ページの同和対策事業ですかね。市営住宅使用料、収入未済件数と金額、22ページ、説明をお願いします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、資料の22ページを御覧ください。

まず、歳入未済件数と金額でございます。こちらにつきましては、令和4年度の収入未済件数は54件、現年度の未収済額は80万7,700円。過年度の未収済額が2,037万8,595円。合計いたしまして2,118万6,295円でございます。令和4年度前の数値につきましては、表の記載しているとおりでございます。

次に、収入未済の主な理由でございます。公営住宅につきましては、低所得者、生活困窮者を対象としております。住宅のセーフティーネットを担うことを目的としており、本市においても、高齢者をはじめとした就労が困難で収入の増加が見込めない方や、収入が不安定な方が入居者のほうは多く占めていること。また、コロナの影響で収入が減額された入居者や公金等の納期限内納付の意識が希薄である入居者が一定程度いることから、収入未済が発生しやすく、また、その解消が難しいと、このように捉えているところでございます。

次に、収納対策でございます。口座振替の推奨と併せて、生活保護対象者は面談の上、原則保護費からの代理納付を行っているところでございます。令和4年につきましては、現年度の徴収及びきめ細かな滞納者対応を行うことを目的として、課全員で収納対策に当たり、それぞれ担当住宅を割り振り、徴収事務を行ってまいりましたが、入院等の理由により、ちょっと収入未済が発生したとこでございます。引き続き、電話での納付指導を行い、電話での連絡がとれない方は直接戸別訪問を行って、納付指導を引き続き行っていきいたいと考えております。また、随時納付相談におきましても、生活困窮状況が著しい方につきましては、必要に応じて、分納による納付や福祉部門との連携を図りながら、生活改善の提示を行っていきいたいと。それを行い、早期の解消に努めてまいりたいと考えたところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 23ページも一緒に。

○管財課長（永利俊美君） はい、分かりました。

続きまして、資料の23ページをお開きください。

入居率についてでございます。前年度から比較いたしますと、小川住宅のほうが増加し

ております。主な理由といたしましては、入居者様の死亡または施設の入居により減少したものでございます。ナンバー3の小石住宅、ナンバー4の栗木住宅、ナンバー9のあざみ住宅、この三つの住宅につきましては、老朽化により新規の入居者の募集は行っておりません。また、空き家状況に応じて、適宜入居者の募集を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 収入未済のね、収入未済、令和3年度の現年度分がゼロになっとうけど、何かそのときあったんやろか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） まずもってはですね、各班管財課職員、戸別訪問を行い、きめ細かな対応をしたことによるのが、一定大きなところでございます。もう1点は、コロナ禍において、給付金等もございましたので、そういったものもちょっと活用させていただきながら、滞納者の方ですね、入居者様のほうと協議して、納めていただいたという経緯がございます。

○委員（田中 允君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） たしか前年度にも1回聞いたことがあると思うんですけども、標準化法で、まあ、法律が施行されて、自治体がシステムを標準化させるということが行われている中で、市営住宅の管理のシステムの導入について、どうなったのかということと、あと、市営住宅はちょっとやっぱり経済的に厳しい方も結構入ってきてると思うんですけども、修繕とか改修のときに、断熱性を高めることで、結局冷暖房費が高騰しているということで、内窓を付けたり、窓の断熱性能を上げたりして、冷暖房費がかからないようになれば、経済的に少し楽になるのかなというふうに思えるんですけども、何かそういった考え方について、2点お尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） まず1点目、住宅管理システムの件でございます。令和4年度のほうに導入を向けて検討しておりました。実際検討してるとこの中で、住基の連携、これが令和7年度に大きく変わります。先に入れてしまうと、その費用がまたかさんでし

まいりますので、当面はちょっと見送らせていただいております。その代わりに、今エクセル表で管理しているものを簡略化して、事務の効率化を今年度図っているところでございます。

あと2点目、断熱材の関係なんですけども、実際市営住宅、断熱材入っております。でするので、あとは窓とかについては、予算とか国の動向とかを見極めながら、導入ができるのであれば、検討してまいりたいと考えてるところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 23ページで、先ほど3か所、小石住宅と栗木、それからあざみ住宅は、用途、もう廃止というか、ああいう形なんだろうけど、それ以外で、入居率が100%に至ってないところは、引き続き入居募集を行うということで捉えてよろしいんでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 空いているところの部屋については、募集をかけていきたいと考えているところでございます。

あと、小石住宅、栗木住宅、あざみ住宅については、こちらの住宅、計画がございますので、計画の見直しに合わせて、用途廃止にしていくのか、建て替えをするだとか、そういったものも将来的には考えていきたいと考えるところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） ちょっと前にもちょっと質問したことがあるんですけど、災害対策のですね、被災の方のための住宅を押さえてるのがあれば、住宅と戸数、これをちょっと教えていただきたいのと、仮に押さえてなくても、災害のときは優占して入れるよというような、そういう制度があるのかどうか。もう朝倉災害のときは県からの要請で3名ほどですね、小川住宅のほうに入れて、そういったこともあるし、地元の方が、被災された方が1年ぐらいおられたこともありますし、そういったことが、どういった形でなされているのかちゅうのがよく分からないもんですから、ちょっとその辺を教えていただけませんか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 災害における住宅の確保なんですけども、まず、はす町住宅、

こちらのほうに2戸、もう既に準備をしております。相談があつて、入居を希望される方が現地確認して、もしくは住みたいということで、希望があれば、すぐ手続に入るような形をとっております。それ以外の部分ですね、住宅も空きがございますので、状況を見ながら判断をしていっておるところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 未収入減額に対して、本当に努力されているというふうに思います。ただ、この未収入世帯というのは、限られた人ですかね。同じ人とか、同じ世帯の人か、それとも何名かいらっしゃるんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） こちらの54件の未済のうち、新たに発生したのが8件でございます。それ以外の46件が過年度なりの引き続き同じ方が滞納されている状況でございます。

○委員長（横尾秋洋君） その前に、田中委員。

○委員（田中 允君） これは危機管理課にも関連するんですけど、今災害のときにね、優先的に、まあ、優先かどうか分からんけど、2軒あると言われましたけどね。災害のときは仮設住宅建てるために、あそこの下見池埋めたところに、グラウンドとして、何も使わないで保留、グラウンドとしてね、すぐそういう緊急時に備えるようにしてあったと思うんですけども、それとの関連はどうなりますかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 下見のほうの先ほど言われている場所については、やはり大規模災害が起きた場合、市営住宅に入らない状況等起きたときですね。場合によっては仮設住宅の設置という形を考えてるところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 収入未済額の過年度分のところなんですけれども、約2,000万円ございまして、この過年度というのは、いつからの過年度なのかというのが、まず1点。それと、23ページの市営住宅の管理戸数、入居戸数でございますけれども、入居戸数のうち、252戸ございますけれども、その中でエアコンを設置は、この中でできているのかというのを、ちょっと教えていただけたらなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 過年度の数字につきましては、市営住宅が建ってから滞納されている方もいらっしゃいますので、それは建築した場所場所によってはちょっと違うもんですから、今この場でちょっと私のほうが把握しておりませんので、改めて、した後です、ちょっと御説明させていただければと思います。

あと1点、エアコンの件なんですけども、エアコンについては、入居者が負担をするようになっておりますので、恐らく全戸に付いているところでございます。

○委員（前田倫宏君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、ないようですので、管財課は終わります。お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

人権政策・男女共同参画課が入ってきましたので、職員の紹介をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、引き続きまして、人権政策・男女共同参画課になります。よろしくお願ひいたします。

出席している職員です。課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権・同和政策担当係長、田川でございます。

○人権・同和政策担当係長（田川 誠君） 田川と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、説明に入ります。

課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、総務部人権政策・男女共同参画課の決算審査事項について、御説明させていただきます。

資料25ページの同和対策事業実績一覧書についてでございます。

この資料は同和対策事業に関する事業ごとの件数と支出額を年度ごとに記載しております。同和対策事業については、この間、廃止や見直しが行われておりまして、現在実施している9項目を記載しております。

まず、介護サービス費助成金です。内容は、療養型医療施設に入所されている人で所得制限内の要件に該当する、昭和17年4月1日以前に生まれた81歳以上の方の介護サービス費の自己負担分の70%を助成するものでございます。

次に、老人医療費助成金です。内容は、介護サービス費助成金と同様に、81歳以上の方で所得制限基準の要件に該当した方の自己負担分の80%を助成しているものです。老人医療費は81歳以上ですと本人負担は1割となりますので、例えば、医療費が1万円かかったとしても、本人負担分は1,000円でございます。その1,000円の80%、800円を市が負担させていただいているということでございます。

次に、人権同和総務費の自動車運転訓練費助成事業と運動団体助成事業です。自動車運転技能取得訓練については、令和4年度は該当者がいませんでした。運動団体に関する補助金は、3団体合計で記載のとおりでございます。なお、運動団体補助金は筑紫地区人権・同和行政推進協議会にて、約3年ごとに見直し議論を行っております。

次に、保育所の家庭支援推進保育士事業でございます。内容は、下見保育所と京町保育所に配置しております家庭支援推進保育士3名分の人件費です。この事業は国庫補助事業でございますので、1か所当たり192万9,000円の補助金がございます。

次に、保健衛生総務費の隣保館配置保健師事業でございます。内容は、正規職員2名、会計年度1名分の隣保館配置保健師の人件費でございます。

次に、住宅管理費の市営住宅補修事業でございます。主な内容は、管財課が維持管理しております市営住宅の維持補修に係る修繕費と工事費でございます。

次に、学校教育費の教科促進指導事業でございます。内容は、美咲に2名、京町に1名配置している会計年度任用職員3名の人件費と旅費、消耗品費等でございます。

最後に、同和教育事業費の各部運営学級育成補助金でございます。内容は、各支部の取組に対して支出しております補助金でございます。

これら全てを合計いたしますと6,185万8,911円となっております。

同和対策事業実績一覧表の説明については、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありますか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 毎年感じるんですけども、大変すばらしい事業だと思っているんです。本当にね、これがね、これは同和対策事業というふうにうたっておられるんですけども、今市民を見るとですね、本当に生活困窮者もいらっしゃいますし、普通に生活を維持されている方に対してもですね、賃上げされても手取りが下がっておったりだとか、物価高騰の折、様々この、今回はもうコロナ禍、まだコロナ禍終わってませんけれども、そういう中で、非常にね、市民全体が疲弊をしていくような状況下にあります。これまでと違って、一層ですね、このすばらしい事業を全市民に対してのですね、サービスとしていくことが求められていると思います。

3年置きに見直してみたいなものもありますけれども、この間、私見る限りではね、さほどですね、何かこう見直されたというのが見えてこない。特に団体補助金だとかというと、ほかにも市民の方たくさんあるんですけども、これだけ手厚い補助金は見たことないんですけども、そういうところを感じるとですね、もう一般財源化して、全市民、そして、同和対策事業というのは、もし残すとしたら、その上にね、立って何か手だてをしていくということも考えていく時期かなというふうに思いますけれども、その辺りどうお考えでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 市民の中に、やっぱり困窮している方とか、生活自体が厳しい方とかいらっしゃるのも承知しております。そういった問題と同和問題の解決という問題は、それぞれ大切な取組ですので、こちらをしてるから、こっちがちょっと行政サービスが低下するとかということはあるとはいけないというふうに思っております。

うち人権政策・男女共同参画課として同和问题解決のために取り組みしていることの事業の成果を、これまでも一般施策、一般の市民の方、同和地区住民の方だけではなくて、一般市民の方に向けて拡充してきたというような実績もあります。そういったこれまでの成果を、今後も同和问题の解決という手法を一般市民の方にも広げていくという視点は、大切だと思っておりますので、その事業については、今後も見直しを検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 今は、古賀委員の意見でありましたので。

ないですね……。吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません。同和対策事業に関しては、この間、部落差別の解消推進に係る法律が2016年にできて、そして、権利条例が2019年、そして、筑紫野市の差別の解消推進法の条例が2020年に施行されているという状況で、これは、やはりまだまだ市内に同和問題に対する偏見であるとか、部落差別が残っているという現状をしっかりと把握されている結果だというふうに思います。こういった法であるとか、条例の根拠になるのは、1965年に同和対策審議会答申、これが出されまして、この同和対審答申の中で、同和問題、部落差別は国の責務であると、行政の責務であるということ——解決ですね、は責務であるということと、国民的な課題であるよということが、しっかりと国が言っているということが、そういった根拠になっているということでもありますし、実際に市内でも様々な差別事象であるとか、地区住民の方の生活改善、以前に比べると少しずつよくなってきているとは思いますが、新たなインターネット上での差別、同和地区を特定するような差別であるとか誹謗中傷、そういったものは出てきているわけです。ですので、やはり部落差別の解消というものが行政の責務であるということであれば、やはりしっかりとした取組ですね、行政としての取組をやっていただきたいということと、それと、今人権教育というのが市内のみならず、いろんなとこに広がってきていると思いますけども、これはやっぱり同和教育が基となって、やはり人を大切にするという意識を全市民的に広げていく、そういった取組がなされているものだというふうにも感じております。ですので、こういった人権教育、教育、啓発ですね、そういったとこはしっかりとやっていかなければならないというふうに考えておりますが、市の見解はいかがか、伺いたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） ありがとうございます。

部落差別、同和問題の解決は行政の責務だという、この基本理念は、法律あるなしに関わらず、本市においては、課題に対する解決のための取組をこれまで長い歴史の中でやってきたというような実績があります。今吉村委員が言われる内容は、まさしく一つ一つの事業、大切な事業だと思っておりますし、事業の手法としては、市民の方の、市民の意識の啓発と、部落差別の結果からする同和地区住民の方の生活実態、この両輪をこれまで取組を進めておったところなんですけれども、市民啓発というものは、今吉村委員が言われるような部落差別解消推進法ができた法令の背景として、インターネット上の差別書き込みとか、新たな人権課題ができております。それに伴いまして、市民啓発をしっかりとやっ

ていかなければならないということと併せて、そこから来る加害者にも被害者にもさせないような人権教育というものが必要だと思っておりますので、そのための対策を今後も講じていく必要があるというふうに考えておるところです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長、これちょっとね、皆さん、御意見という形がはまってきたから、それは重々分かっているから、この審議はここに対する審議ですからね、お互いに、両委員の言ったことは非常に十分に分かっていますので、これはこれで打ち切りたいと思います。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

せっかく宗貞部長がお見えですけど、その前に1件だけですね、西村委員から入札制度のところ、入札業者の筑紫野市以外がどんくらいあるかという質問があって、それに対してペンディングになってしまったので、課長のほうから答えてください。

○財政課長（高木伸泰君） 宿題をいただいております市内業者の件数について、御説明したいと思います。

審査資料でいきますと2ページから8ページにかけまして、落札業者、合計して30者になってございます。そのうち、市内本社については26者、市内支店については2者、市外の業者は2者になっております。ということで、市内の業者の割合については93.3%になっております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

○委員（西村和子君） はい、ありがとうございました。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、ただいまから企画政策部に入ります。

宗貞部長がおいででありますので、御挨拶と御紹介をいただいて説明に入ります。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 決算の集中審査、どうもお疲れさまでございます。

企画政策部の宗貞でございます。企画政策部門、秘書広報課、企画政策課、人事課、都

合全部で11件御説明申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、秘書広報課でございますが、広報広聴事務事業について御説明申し上げます。出席の職員を紹介させていただきます。

秘書広報課長の亀井でございます。

- 秘書広報課長（亀井美和君） 亀井でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画政策部長（宗貞繁昭君） 秘書広報課広報広聴担当係長の前田でございます。
- 広報広聴担当係長（前田典忠君） 前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員長（横尾秋洋君） では、広報広聴事務事業について説明願います。

亀井課長。

- 秘書広報課長（亀井美和君） 広報広聴事務事業につきまして、御説明を申し上げます。資料は26ページでございます。

広報広聴事務事業、決算額といたしましては94万8,458円でございます。その中でお尋ねいただきましたマスコミへの情報提供件数でございます。令和4年度は88件の情報提供を行っております。下半分に、推移につきましての表を掲載させていただいておりますが、平成30年度が101件、令和元年が78件、令和2年61件、令和3年64件ということで、やはりコロナの期間中イベントが少なかったということもございまして、近年は情報提供件数が少ない傾向にございました。しかしながら、各課等と連携を取りながら、令和4年度につきましては88件まで増やしたというところもございます。

説明については以上でございます。

- 委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑に入ります。

質疑の方は……、段下委員。

- 委員（段下季一郎君） 分かりやすい資料ありがとうございました。

どのようなことをどのようなタイミングで、これ情報発信しているのかということと、これ情報発信の担当者が各課にいるということなんですけども、どんな方がその担当になっているのかということですね。インスタグラムの50周年記念事業から、インスタグラムを活用してページビューというか、効果はどうだったのかということですね。それが三つ目で、「つくしちゃん」を活用してますけども、「つくしちゃん」以外に何か公認サポーターみたいな、何か名誉大使とか特別大使とか、何かいろいろ起用している自治体もありますけど、何か「つくしちゃん」以外で何かそういったものって、既にあるんでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） では、順にお答えしたいと思います。

まず、マスコミへの情報提供のタイミングでございますけれども、事前に分かっているものにつきましては、大体開催日の1週間前ぐらいをめどに、情報をファクスでございますけれども、一斉に送信しております。内容については様々でございます。例えば、イベント関係の事前告知でございましたり、スポーツとかで優秀な成績を収められた方の表敬訪問のお知らせであったり、大事なところでは災害情報と避難所の開設情報なども流したりしております。

次に、情報発信の担当者でございますけれども、各課で選任しております、各課の情報をこういったことは発信すべきとか選定して、秘書広報課にも共有してもらおう。そして、発信をするということになっております。

インスタですけれども、ページビューの具体的な資料をちょっと後で申し上げたいと思いますけれども、50周年のフォトコンテスト、こちらを盛り上げ——実施するためにということで、開設いたしました。応募もたくさんございまして、まず、その立ち上げの効果として、フォトコンテストを盛り上げる、実施するということでは、一定の効果を果たしたと思います。その後も継続して運営をしているということでございますけれども、ほかの既存のSNSとは役割を変えまして、市の魅力につながるような写真ですね、風景であったりとか、イベントの様子とかであるところを、発信をしているところでございます。今インスタのフォロワー数が558人ということになっておりますので、まだまだちょっと増える余地はあろうかと思っておりますけれども、ほかのSNSとはちょっと役割を変えたところでの内容を発信していきたいと思っております。

「つくしちゃん」以外の公認キャラクター的なものということでございますけれども、ふるさと親善大使としまして、落語家の立川生志さんがいらっしゃいます。定期的に広報紙でコラムを書いていただいております、また、テレビ番組の出演もされてありますので、内外でのPRに一役買っているかなというふうに思っております。ほかにも公認と言いますか、キャラクターでは「つくしちゃん」以外には、カミーリヤのカミーリヤちゃんとかですね、御存じでしょうか、竜岩自然の家には竜岩ゴン左衛門もおります。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにないですか。

西村委員が早かった。西村委員。

○委員（西村和子君） コロナ禍のことだったんですけど、近隣市がテレビで取材、放映された事業があったんですけど、おんなじ事業を筑紫野市でもやってたのに、近隣市だけが、ある市が放映されて、なぜ、うちはおんなじことをやっているのに、放映されないのかと担当課に聞きに行ったことがあったんですね。そしたら、時間が取られるから、マスコミのほうから申入れがあったけれど断ったって言われたんですね。そうすると、まるで市民は、筑紫野市だけは、筑紫野市は同じ事業をしてないのかというふうにしかな受け取られないから、時間は取られてもやってくださいって、お願いしたことがあったんですけど、そういうふうに、各課がどういう申入れがあったことに対して、どう対応したとかということについて、個別の把握と対応というのはどんなふう考えられてるんでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） これまでの各課に対しての取材の申込み、そこら辺まではちょっと正直こちらでは、秘書広報課までには入ってない部分が多いかなというふうには思います。逆に申入れがあったので対応しましたというのは、こちらでも把握できているんですけども、今お聞きしたところでは、やはり市のPRとか、事業の何と言いますか、広報活動というのが、秘書広報課だけではなくて、市全体で意識高く持っていないといけないものかなというのを改めて思っております。把握の仕方についても、積極的に、情報発信担当者の研修もやっておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（横尾秋洋君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 令和2年と令和3年、61、64から令和4年に88に上がってるのがですね、コロナが開けたからというのもあるんでしょうけど、きっと筑紫野市制50周年だったからというのもあるんだろうなという中で、ただ逆に言うと、50周年があった令和4年度の88が、平成30年の101件よりも下がっているというところで、どんな、平成30年101件のをやっていたけど、令和4年やってなかったことというのが、もしあれば教えてください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） 細かな分析というところまではないんですけども、おっしゃっていただいたように、令和4年度は、この88件増えた要因はおっしゃるとおり50周年事業になります。内訳で言いますと、29件がこの中で50周年関連では発信できております。と言いながらも、それ以外のイベントについては、依然まだ中止とかですね、発信

できるような要素がちょっと少なかったというところもありますし、印象ではありますけれども、平成30年度は災害関係の情報ですね、避難所を設営しました、警戒本部を立ち上げました、そういったものが多かったように記憶しております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ありがとうございます。

ここで、課の入替えを行います。お疲れさまでした。

〔執行部入替〕

○委員長（横尾秋洋君） では、企画政策課が入って来られましたので、部長、紹介をして、説明に入ってください。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 引き続き企画政策部企画政策課でございます。企画政策課6件ございますが、まず、ふるさと納税関係、ふるさと応援寄附金関係から御説明申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

出席の職員を紹介させていただきます。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしく願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしく願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課デジタル政策担当係長の力武でございます。

○デジタル政策担当係長（力武 晋平君） 力武です。よろしく願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、課長、説明に入ってください。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、ふるさと応援寄附金の状況、歳入歳出、市民税控除額、謝礼品別件数、活用事例について、御説明を申し上げます。

まず、1点目、ふるさと応援寄附金に係る過去3年分の歳入歳出決算及び国が推計した過去3年分のふるさと納税に係る寄附金控除額についてでございます。

（1）歳入決算でございますが、令和2年度につきましては2億1,121万1,891円、令和3年度については2億8,470万5,500円、そして、令和4年度につきましては3億9,097万2,000円でございます。件数につきましては4万5,591件となっているところでございます。

続きまして、（2）歳出決算でございます。詳細は表に記載のとおりでございますが、令和2年度につきましては1億168万4,344円、令和3年度につきましては1億4,605万5,6

74円、令和4年度につきましては1億9,488万979円となっているところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、(3)過去3年分のふるさと納税に係る寄附金控除額でございます。令和4年度の市民税控除額につきましては2億7,694万100円となっております。令和3年度が2億2,212万7,795円、令和2年が1億6,396万2,553円となっているところでございます。

次に、2点目、謝礼品別の送付件数につきましては、次のページから別紙という形でまとめておりますので、後ほど御説明申し上げます。

そして、3点目、活用事例でございますが、平成21年度につきましては、スパトライアスロンin二日市温泉事業、そして、令和2年度、放課後児童クラブへの特別給付金支給事業、こちらは新型コロナウイルス感染症対策でございます。そして、令和4年度につきましては、次世代育成お米券支給事業に充当をさせていただいているというところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、29ページから44ページまでが令和4年度における謝礼品別、返礼品別の件数の状況でございます。辛子明太子、あご入兵四郎だしパック、梅の実ひじき等の謝礼品が多く寄附を集めているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ふるさと応援寄附金の状況について、説明がありました。

質疑に入ります。質疑される方は……、前田委員。

○委員（前田倫宏君） 令和4年度において、都道府県のふるさと納税に関する寄附の自治体において、北海道が1位だったかなと記憶してまして、福岡県が2位だったかなと思います。その中で福岡県にも60市町村ございますけれども、筑紫野市は大体、今福岡県内の中、何位ぐらいなのかというのはお分かりでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 福岡県内の中でおおよそ真ん中程度に位置しているという状況でございます。真ん中よりやや下かというようなところに位置しております。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 歳出の項目で委託料についてのお尋ねなんですけれども、この金額のうち返礼品に充てた金額であるとか、あとは、それぞれの「ふるなび」「さとふる」等の委託料の内訳が分かれば、教えていただきたいというのと、配送料もちょっと関係性で、配送料の考えもちょっと教えていただけたらなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。（「配送料の関係性と言うと」と呼ぶ者あり）
しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 委託料の内訳にどのようなものが含まれているのかというところでございますが、委員仰せの返礼品の調達に関する費用、そして、返礼品の送付に関する費用、いわゆる配送料でございます。そして、ふるさと納税につきましては、ポータルサイトを通して寄附の受付を行っており、クレジットカード等の決済が非常に多くなっておりますので、決済に係る手数料、そして、ポータルサイトの掲載、そして、サイトの運営等に係る費用等がこの委託料の中に含まれているという状況でございます。また、手数料につきましては、サイトごと、そして、決裁区分ごとに多種多様に分かれているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 数値としては出せないかもしれないんですけども、結局、別紙の29ページからの返礼品がございますよね。その中で地場の事業者さんがどれだけこう、委託料とか抜きに、どれくらい売り上がったのかというのを目安として何か分かれば良いなと思ったのが1点。あと配送についてなんですけれども、自治体によっては、配送の Spann が、回数が違うのかなというふうに思います。先週私もちょっと研修を会派で受けたんですけども、その中で1か月間受注があって、1か月間後に配送するところもあれば、2週間置きに伝票を切って、迅速に対応していただく。やっぱり、その自治体においてはやっぱりスピード感を持って取り組んでいくほうが、やはり寄附した側が結局返ってくるまでのやっぱり期間が短いので、やっぱり購入もしやすかったりというものもあるんですけども、その点をちょっと説明をしていただけたらなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、ふるさと納税の謝礼品、事業者のほうにどれだけ

収益が出ているのかの目安ということでございますが、謝礼品の価格の基準といたしまして、寄附金額の30%というところが設けられておりますので、1万円の寄附があるごとに、3,000円がおおよそ謝礼品の代金に充当されているというところでございます。

次に、2点目でございます。配送のスパンでございます。私ども筑紫野市でも寄附者の方からはやはり早期に謝礼品を送ってほしいという御要望を多数いただいておりますので、週単位、隔週単位等で順次配送させていただいているところでございます。ただ、一部の商品につきましては、どうしても商品の調達、製造等に時間を要する場合もございますので、そういったものはホームページ等で事前にアナウンスをした上で、1か月等お時間をいただいて配送する商品も中には含まれているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 最後、確認になります。令和4年度においては、3億9,000万円ですか、3億9,000万円が寄附金の推移として挙がってまして、これの30パーが寄附額、返礼品に相当するだろうということは認識しておいてよろしいですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） おおよそは、そのように認識をさせていただいて問題ないかと思えます。

○委員長（横尾秋洋君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） このふるさと納税、費用対効果というのと、私ちょっと分かってないところあるんですけども、寄附金が3億9,000万円あって、そのうち費用として1億9,400万円かかって、それから、あと寄附された方が、控除する額がここに上がっているんですが、そういうものを全部勘案して手元に残るお金というのは、どのくらいあるんですか、実際に。この寄附金としてですね、ここでプラスになるお金というのは、どのくらいあるんです。結局ここでね、令和4年度次世代お米支給事業とかかれて、2億4,000万円使ってるんですけども、このふるさと納税を使ってされたかに見えるんですが、それで、本当にね、何ち言うんですか、市の持ち出しの多いような気がしてね、いう気がするんです。それで、この費用対効果はどうかというのを聞きたかったんです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、市の手元にどれだけのお金が残るのかというところでございますが、筑紫野市の場合、ふるさと納税につきましては、いただいた歳入分全

てを基金に積み立て、必要なときに取り崩すという運用させていただいておりますので、現金といたしましては、歳入でいただいたものが全て一旦は手元に残るという状況でございます。ただ一方で、委員仰せのとおり、そこから目に見えない支出、謝礼品の調達費用、配送料、そして、市民が他の自治体に寄附をした場合の控除等が出てまいりますので、トータルをしますと、若干赤字が生じているという状況でございます。ただ一方、この謝礼品等につきましては、地場の事業者の皆さんが様々な特産品を開発して、それを広く世にPRするための費用となりますので、決して市としては無駄な投資等ではなく、地場産業振興のためには必要な投資であるというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 様々委員さんが質問をされましたけども、そもそもこの30%以下になったというのが、2019年の6月に、あまりにも競争が激しくなり過ぎて、過熱し過ぎた面で、法改正ということで、30%以下になったと思うんですけど、今後はもう令和5年度、今度今年度から相当物価高騰の影響を受けるというふうに考えてるんですけど、そういうところはどのように考えてありますか。さっきの基金の話もそうですけれども、相当その配送料とか、そういったものにも打撃があるんだろうと思うんですけども、どのように展望というか、考えてあるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今委員仰せの今後の物価高騰等にどのように対応していくのかというところでございます。その点につきましては、私どもも非常に懸念をしているところでございます。以前消費税率を8%から10%に上げるという動きがあった際にも、そういった点が論点になったんですけども、仮に税が2%上がっても、この3,000円の謝礼品の基準は見直さないというのが国のスタンスでございましたので、恐らく今後一定の物価高騰等があっても、この基準はしばらくの間は続いていくのではないかとこのように考えているところでございます。ただ一方で、物価高騰分を事業者の皆さんに転嫁をすということも到底できないものというふうに考えておりますので、例えば、今寄附金1万円に対して3,000円の謝礼品を送っているというところを、謝礼品の製造費、調達費等が高騰するというようなことであれば、1万1,000円の寄附に対する謝礼品にする等、社会情勢等を見ながら、市として可能な範囲で柔軟な対応をしてまいりたいと考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） この委託業者はどちらの方がされてありますかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 委託事業者につきましては、結デザイン株式会社というところにサイトの運営等を今委託をさせていただいているところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） その会社の事業を、どのような事業をしているのか、所在はどこなのかね。それと、地域とのくさ、商品の注文はどこに来るのか。例えば、何を欲しいというやない、欲しいちゅう、その窓口はどこで受け付けてるのかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、結デザイン株式会社でございますが、本社は長崎県の会社でございますが、福岡にも事務所を構えている事業所でございます。そして、主な業務といたしまして、このふるさと納税の寄附金等の受付等の業務を受託をされている企業でございます。

次に、謝礼品の申込み等をどのように処理をしているのかというところでございますが、基本的に寄附者の皆様がふるさと納税のウェブサイト上で寄附をして、謝礼品を選択をいただくという流れになっております。そのため、一旦ウェブサイト上で寄附者の方が申し込まれた謝礼品を、この結デザインのほうで集約をいたしまして、結デザインから各謝礼品の取扱い事業者のほうに連絡をさせていただき、配送等を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） その時に農産物、例えば、イチゴとかの場合は、イチゴ屋さんにぱっと言うわけ、ウェブで上がったら、やっぱりここに1回来るわけ。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 例えば、筑紫野市のこういうだしパックが欲しいという申込みがあった場合に、各ウェブサイトでトータルで15件だしパックの申込みがあった、だから15件、どこどこに配送してほしいというところを、各ウェブサイトで申込みがあっ

た内容を、結デザインのほうで一旦集約をいたしまして、明日配送しないといけないのは何件だというところを結デザインがまとめて、取扱い事業者のほうに連絡をしているというところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） それでは、副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） 前から、このふるさと寄附金の状況については、赤字になるというのが、この何年間かずっと決算の状況で言われてるんですけど、それでも、これやめると、さらに赤字が大きくなるというのは、今の状況ではね、制度としては分かるんですけど、先ほどの答えの中で、赤字でも地元の事業者が返礼品を作ってるというか、その事業のためには、役に立ってるというところだったんですけど、このふるさと応援寄附金の今の現在の制度をちょっと先に進めて、せっかくの1回は筑紫野の、何と言うか、ものにアクセスしていただいたから、筑紫野市を知っていただくとか、リピーターとして、次は寄附ではなくて、直接この物を買いに来てもらうような取組というのをね、やったらどうかって大分前から言ってるんだけど、そういう心配がないので、やっぱり1回は注文していただいたら、もうこの寄附金なしでもね、ここの筑紫野の、例えば、おだしでもいいし、今トップの明太子でもいいですからね、それを買っていただくような、取り組みというのは、市としてはできないんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 副委員長がおっしゃる内容にですね、達してるかどうかというところはございますけれども、やはり謝礼品を送る際には、当然寄附に関する書類等も送らせていただくとともに、やはり商品のほかのラインナップのカタログ等を謝礼品の中に、謝礼品事業者の中には合わせて送付をして、次回以降の購買につなげようという取組をしていただいているところもございますので、市としても、そういう取組は今後も継続して応援してまいりたいと思います。ただ、全ての事業者さんがそこまでできているかというところは、まだ課題もあるものというふうに考えておりますので、そういう良い動きがあれば、ほかの事業者にも広がるように工夫をしてまいりたいと考えております。

○委員長（横尾秋洋君） 声が出たけん、上村委員。

○委員（上村和男君） もう何年かにもなると思いますのでね。こういう議論をずっとしてきてると思う。執行部としてですね、何か改めて、こういう点を課題だから、こういうふうに先進地を視察して研究をしていますとかね。何かそういうことがあるといいなと思ってですね。これをなくしてしまうより、これに手を加えていくとうまいこといくような

形にできないか。情報発信も含めて、少し筑紫野市を売り込んで見る機会になればいいなというふうに思ってるんですね。そういう研究をどこがやってんのかなという。あなたのところがやるしかないんだと思うんですけど、何かやってるとしたら、やっていますか。議会としては、何かこういうのを見に行ったり、研究するかというのがあってみたいと思いますのでね。ただ、あなたんところはそういうのは、これまで何回かやったか。やった結果、こうだったとか、あれだったとかいうのがあれば、これから、また先、そういうのを考えてるなら、考えてると言ってもらえるとありがたいですけど。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ふるさと納税の拡充、充実のための取組といたしまして、これまでは、やはり全国のより多くの皆様に、筑紫野市を寄附先として選んでいただけるように、ポータルサイトの拡充等に取り組んできたところでございます。また、それと並行いたしまして、どうしても今ふるさと納税、謝礼品が非常に重きを置かれるようになりまして、謝礼品のラインナップというところが問われるようになってまいりましたので、謝礼品の件数等の拡充をこれまで図ってまいりました。こちらにつきましては、今後も継続してまいりたいと考えているところでございます。一方、今後、今研究をしておりますのは、やはりふるさと納税、寄附に対する謝礼品をポータルサイト上で紹介をして、寄附を募るという形式になっておりますが、どうしてもポータルサイトのスタイル上、どこの謝礼品についても、見た目はちょっと似通ってしまっているというところが現状でございますので、謝礼品の紹介に加えて、謝礼品が誕生した背景とか、そういったものを解説するページなどを設けて、謝礼品に物語性、ストーリー性を持たせて、より多くの皆さんの共感を得られるような取組等が今後できないかというところで、今研究をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 今、各種検討がなされてあるといった答えが、話がございました。それで、ストーリー性を持たせて、返礼品を研究したいということ、非常に感心をいたしました。ぜひですね、農産品の品目がちょっと少ないように見受けられます。田舎のほうに来ていただきますと、たくさんストーリーがございますので、ぜひ今後検討していただきたいというふうに思っております。回答は不要でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 回答は不要やけど、手を挙げてますから。課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 農産品につきましては、私どもも非常に、やはり少ないのかなという点が課題として捉えておりますので、JAさんともいろいろ協議をさせていただいているところでございます。ただ、JAさんにおきましても、やはり農産品、生ものでございますので、在庫管理の難しさ等から、なかなか前に進む決断ができないという御意見も賜っておりますので、今後もしっかり関係団体と協議をして、よりよい方向に進めてまいりたいというふうには考えておりますが、必要に応じて議員の皆様方からも、関係団体等に対して後押し等いただければ、非常に施策が進めやすくなるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 私から1点。この企画政策課の中で、このふるさと応援寄附金の専従者とか、専任担当者とかいうのはつけてあるんですか。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 専任ではございませんけれども、担当者は1名体制で今運営をさせていただいているところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ただ、それを担当者というだけのことであって、それを重点的に仕事をしているというようなことではないんですか。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） これのみにかかりきりという形ではございません。1業務として担当させていただけるという形でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ただ、他の自治体あたりで、非常にね、これにかかっているところはもう専従者がおるような話をずっと聞いてですね。ああ、なるほどなということで、この前もあるところから話を聞いたらね、やっぱ2人ぐらい専従者をつけて、いろんな開発をしてるということがあって、ちょっと1回、また、これ永遠の課題でしょうから、その辺まで、どっかの時点で取り組みたいと思います。

じゃあ、時間が追ってきてますので、この分は終わります。

次は生活交通対策事業、45ページから説明を願います。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、生活交通対策事業について、御説明を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、46ページ目を御覧いただけますでしょうか。ちくし

のバス運行委託料の内容についてでございます。

概要でございますが、平成15年に廃止申出のあった二日市線の一部、平等寺―山口間をちくしのバスとして運行するものでございます。

令和4年度の運行委託料につきましては1,194万1,676円となっております。

3点目の運行委託料の内容でございますが、平等寺―山口間を平日及び土曜日に5往復10便運行をしているというものでございます。運行委託料の内容でございますが、運行経費が1,210万2,076円、運行収入が16万400円となっております。運行経費から運行収入を差し引いた1,194万1,676円を運行委託料として支出をしているというものでございます。

利用者数につきましては、有料無料合わせまして、合計で1,884人に御利用いただいているところでございます。

運行委託料及び利用者数の推移につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、47ページ目でございます。筑紫野線運行補助金についてでございます。

概要といたしましては、赤字運行路線であります筑紫野線の運行赤字を補填し、バス路線の維持存続を図るものでございます。

2点目の令和4年度運行補助金額につきましては809万7,000円を支出しているものでございます。

3点目の運行状況につきましては、運行区間は様々ございますが、平日は15便、土日祝日14便を運行する路線となっているところでございます。

4点目の運行補助金の内訳でございますが、運行に要する経費が1,563万2,000円、運行収入が753万5,000円となっております。運行経費から運行収入を差し引きました809万7,000円を補助金として支出をしているものでございます。

次に、5点目、利用者数でございますが、合計で5万6,254人の方に御利用をいただいているところでございます。

次に、6点目、運行補助金額及び利用者数の推移でございます。利用者数につきましては、令和2年度が5万796人、令和3年度が5万3,187人、令和4年度が5万6,254人となっており、コロナ禍の低迷は抜けたところでございますが、従前の水準まではまだ回復をしていないという状況でございます。

続きまして、48ページでございます。上西山線運行補助金についてでございます。

概要は同じく赤字運行路線であります上西山線の運行赤字を補填し、バス路線の維持存続を図るものでございます。

令和4年度の補助金額につきましては2,126万1,000円でございます。

3点目の運行状況でございますが、運行区間様々でございますが、山家地区で平日・土曜24便、日祝日23便を運行しており、湯町地区では平日31便、土曜30便、日曜祝日17便を運行している路線でございます。

次に、4点目の運行補助金の内訳でございますが、運行経費から運行収入を差し引きまして2,126万1,000円を補助金として支出をしているというものでございます。

次に、5点目の利用者数でございます。山家地区が3万8,183人、二日市地区、湯町地区でございますが9万9,910人の方に御利用いただいている状況でございます。

次に、6点目の運行補助金額及び利用者数の推移でございますが、こちらもコロナ禍を抜け回復傾向にはございますが、コロナ禍以前の水準には達していないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） この項を説明をいただきました。

質疑に入ります。質疑される方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 説明ありがとうございます。

それぞれコロナ禍は回復しつつあるように見えるんですけど、何と云うのかな、今、新しい公共交通計画の策定に向けて準備をされているところですけど、それに向けて、何と云うのかな、まとめと云うか、どんなふうこれを評価していらっしゃるのか、お尋ねします。

○委員長（横尾秋洋君） 手が挙がりましてので、答弁をお願いします。課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まとめになるかというところはちょっと非常に難しいところではございますが、まず、特に筑紫野線、上西山線につきましては、市が赤字補填をするバス路線となっておりますので、市といたしましては、西鉄とも十分協議をして、利用促進を図った上で赤字幅の縮減に努めなければならないというふうに捉えているところでございます。

一方で、今公共交通のワークショップ等を開催させていただいているところでございますが、既存の公共交通網に使い勝手の悪さを感じていらっしゃる市民も多くいるという状況でございますので、今後につきましては、今回ワークショップで、多様な市民の皆さんの御意見を伺うようにしておりますので、そういう声を踏まえながら、可能なところから

順次改善を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 46ページでございます。6番の令和4年度ですけど、1,194万1,676円、利用者数1,884人という形で、これ年間ですから、月に割ると157人、1日当たりにするところに5人、1バス当たりにすると1名以下となろうかと思うんですが、これは非常に御笠の大石から上の状況とよく似た感じで、これは時間体別に5便ですけど、時間体別に検討はされているのでしょうか。まず1点目、お聞きします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 時間体別の動向も整理をして把握しているところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 当然そうなる、時間帯によっては、もう空運転ね、空気を運んでいるような状態になろうかと思うんですが、そんときの、私も勉強不足ですけど、このバスは何人乗りですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） バスにつきましては、すいません、運行する日によって車両も変わったりしようかと思しますので、ちょっと正確に何人乗りというところまでは申し上げにくいんですが、一般的に市内を走っている路線バス、それが乗り入れをしているという状況でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） いや、であればですよ、もう回答は要りませんが、10人乗りか30人乗りか知りませんが、今言いましたように、1バス当たり1人でありゃ、もう8人乗りであれば十分じゃないかと、それによって経費が抑えることができるんじゃないかという形を提案を申し上げて、質問を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） いや、これちょっと……、課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） このちくしのバスにつきましては、二日市線の一部、山口から平等寺まではちくしのバスという形で、市が委託をする路線ということになっております。ただ一方で、それと連続する形で、二日市から山口までにつきましては、西鉄が

営業路線として運行しているバスでございますので、直ちにそこから急に車両を変えらるゝというのは非常に難しゅうございますけれども、経費節減というところは重要な課題であると考えておりますので、今後よりよい方向に持っていけるように検討してまいりたいと考えております。

○委員（八尋一男君） 分かりました。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次に行きます。46ページからか……、49、51……。コミュニティバス等運行事業について、説明を願います。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、コミュニティバス等運行事業、運行业務委託料の内容、利用者の推移等について、御説明を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、50ページでございます。コミュニティバス運行委託料の内容について、御説明を申し上げます。

まず、1点目、概要でございますが、公共施設、医療機関、商業施設との間を結ぶコミュニティバスを運行するというものでございます。

2点目、令和4年度の委託料でございますが、1,532万7,787円を支出をしているところでございます。

次に、3点目、運行状況でございますが、カミーリヤ、市役所、JR二日市駅等を経由しカミーリヤに戻るという循環路線を、1日当たり9便運行しているところでございます。

次に、4点目の運行委託料の内訳でございます。運行経費から運行収入を差し引きまして、1,532万7,787円を運行委託料として支出をしているというものでございます。

次に、利用者数でございますが、大人、子ども、小学生未満、障がい者等を合わせまして、合計で2万4,594の方に御利用をいただいているところでございます。

次に、6点目の運行委託料及び利用者数の推移でございます。令和2年度につきましては1万7,217人、令和3年度については2万526人、令和4年度については2万4,594人の皆様に御利用いただいております。コロナ禍の低迷を抜け改善傾向にあるものと捉えております。

続きましての51ページ目でございます。御笠自治会バス運行委託料の内容についてでございます。

概要といたしましては、御笠地域において、高台に立地する団地や山間部の集落における交通手段を確保するため、地域コミュニティとの協働により、御笠自治会バスを運行するものでございます。

2点目の令和4年度運行委託料でございますが、1,018万8,137円を支出をしております。

次に、3点目、御笠自治会バスの運行状況でございますが、宝満川東ルート、宝満川西ルートを合わせまして、平日16便、土日祝日15便を運行している路線でございます。

次に、4点目の委託料の内訳でございますが、運行経費から運行収入を差し引きまして1,018万8,137円を委託料として支出をしているものでございます。

次に、5点目、利用者数でございますが、宝満川東ルート、西ルート合わせまして、1万2,670の方に御利用をいただいたというところでございます。

次に、6点目の運行委託料及び利用者数の推移でございます。利用者数について、令和2年度は8,048人、令和3年度は9,636人、令和4年度については1万2,670人という形で、コミュニティバスと同様、コロナ禍の低迷を抜け改善傾向にあるものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。

質疑に入ります。質疑される方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） すいません、よく分からないので、ちょっと基本的なことを尋ねて申し訳ないんですけど、西鉄に委託してる部分の運行経費の日額とですね、コミュニティバスと御笠自治会バスの運行経費の日額が、それぞれ違うんですけど、この内訳というのを教えてもらっていいですか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 運行経費の内訳でございますが、それぞれ運転をする乗務員さんの人件費、そして、車両を動かすための燃料費、そして、車両を維持管理するための維持管理費、また、バスを運行するためには、運行管理者等の法令上必要となる職員の配置等が出てまいりますので、そういう一般的な管理経費、事務経費等を含めた単価となっております。当然それぞれの会社、団体ごとに保有する車両数であったり、整備の手法等が異なっておりますので、単価などは異なっているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） そうすると、コミュニティバスのところが一番高くて、なぜここは高くなってるのか、人件費が高いのかなと思うんですけど、どんなふうでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） すいません、ちょっとだけ休憩をいただけますでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後0時10分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） コミュニティバスが、確かにこの日額の単価で見ますと、高く見えるところはございますが、どうしてもこのバス路線につきましては、走行距離などによって燃料費なども異なってまいりますので、この日額の単価を1キロ当たり直しますと、このコミュニティバス、先ほど御説明申し上げました上西山線とほぼ同程度の金額に収まりますので、このコミュニティバスがほかと比べて極めて高額な委託料を要しているというものではないと、市としては捉えております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

八尋委員、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） ちょっと事情がありましてね、もう少し進みます。そしたら、52ページ、53ページに入ります。高齢者運転免許証自主返納について、説明を求めます。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、高齢者運転免許証自主返納等支援事業について、御説明を申し上げます。

まず、決算額でございますが503万1,178円となっているところでございます。

1点目、支援実績でございますが、令和4年8月に事業を開始いたしまして、令和4年

度中499件の助成を行ってきたところでございます。

次に、参考として記載をしておりますが、過去3年間の筑紫野市民の運転免許証自主返納件数でございますが、令和4年については324件、令和3年については343件、そして、令和2年については332件となっているところでございます。

次に、2点目、支援品の選択状況でございます。交通系ICカードを選択された方が476件、福祉回数券が16件、御笠自治会バス回数券が7件となっております。

次に、3点目でございます。申請書提出時に回答に御協力をいただいておりますアンケートの結果でございます。まず、9の1でございますが、「自主返納しようと思った理由」でございますが、「運転に自信がなくなったから」「車に乗ってないのに免許証を持っていたから」等の回答が多くなっているところでございます。

次に、53ページでございます。9の2「自主返納後の生活で心配なことはあるかどうか」というところでございますが、「外出の手段が限られる」という回答が多くなっているところでございます。

続いて9の3「この支援事業を知ったきっかけは」というところでございますが、「広報ちくしの」、そして、「知人・身内から聞いた」、そして、「筑紫野警察署などから教えてもらった」、こういう回答が多くなっているところでございます。

次に9の4「ほかに支援策があれば、どのような内容が良いと思われるか」というところでございますが、タクシー券、そして、現金等を希望する方がいらっしゃったという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑に入ります。質疑はありますか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） この52ページのアンケートの結果でありますけども、このその他、「自主返納しようと思ったのはなぜですか」ということで、「運転に自信がなくなったから」とか様々ありますけど、このその他の67件の中に、うちの女房のおふくろもそうなんですけど、ちょっと事故を起こしたというのがきっかけになって、返納するに至ったんですよ。なので、この67件の中に事故とかにあったからというのは、実際警察のほうで把握してるんだろうと思うんですけども、何かそういう情報はありましたでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 私どもで把握をしておりますのが、「目の病気になった

ため」「難聴になったため」ということであったり、「マイナンバーカードを身分証明書として取得をしたので、免許証を必ずしも持ってなくても大丈夫になった」という御意見などはいただいております。アンケートとしては、お答えはいただけないのかもしれませんが、中にはそういった方もいらっしゃる可能性は十分にあるのではないかと考えているところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） 高齢者の方から時々電話をいただいたりします。これも50万3千178円の決算額で、おおよそ500人ぐらいの方がこういうふうに返納されてるんだと思うんですが、問題はこの支援事業、アンケートの9の3ですね、「この支援事業を知ったきっかけはどれですか」ということで、警察から教えてもらったとか、知人や身内関係そのほかの方から聞いたというのが、結構多いんですよ。つまり市から発信している情報があまり高齢者の方に届いていないというのが、私の周辺ではあると。「あの人、こんなことをやって、1万円のカードをもらったらしいけど、詳しいことを教えてください」という、お問合せがあったりすると、「いやあ、お知らせがあったはずなんですけれども」と言っても、なかなか1回の広報では見ていない。広報ちくしのに掲載されていたというので、309人の方いらっしゃるんだけれども、やはり高齢者の方がたくさんいらっしゃる場面で、こういった事業がありますよというのをね、さっき交通事故の話出ましたけれど、交通安全教室みたいところが、もしも高齢者対象に開かれていたら、そこで、「こういう事業がありますから、この際返納事業に参加してみませんか」とかいうふうなお知らせがあれば、あれなんです、市としてこの事業について、どれだけの範囲に、どういった呼びかけをしてきたのか。その結果、この数字なんだということであれば、いいんですが、どんなふうな取組をして、この事業の今のこの結果なのか、お尋ねいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 周知の状況でございますが、制度の開始に併せまして、今回アンケートで一番多く御意見としていただいておりますが、広報ちくしのに掲載をさせていただくとともに、やはり交通事故、運転免許証に関係することでございますので、筑紫野警察署ともしっかりと連携を取らせていただいております。警察のほうに相談があった際は、この事業のことをしっかり周知いただくよう連携を取っているところでございます。

また、各コミュニティセンター等に支援事業のチラシを配架する等、様々広報手段を展

開してきたところでございます。今回アンケート結果で、広報ちくしのに掲載されていた記事というところが一番多く御意見、回答としていただいておりますし、2番目の知人や身内関係、その他の方から聞いたというところも、恐らく広報等の記事をベースに、その内容を御伝達いただいたというところではないかと捉えているところでございますが、副委員長がおっしゃるとおり、やはり広報、情報発信手段というのは多いに越したことがないというふうに考えておりますので、様々な機会を捉えて、今後も広報の充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、午前中はこれで休憩に入りたいと思います。再開を13時10分といたします。

—————・—————・—————
休憩 午後0時19分

再開 午後1時10分
—————・—————・—————

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、話が盛り上がったところで、休憩前に引き続き会議を開きます。

なかなか企画政策、中尾課長、午前と午後とにわたって来ていただいて大変だと思います。

54ページから入ります。

地図情報公開システム導入事業業務委託内容等々について入ります。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、地図情報公開システム導入事業業務委託の内容、目的、システムの活用状況について御説明を申し上げます。

まず、決算額でございますが、1,547万5,900円となっております。内訳といたしましては、全額が委託料となっているところでございます。

次に、業務委託の内容についてでございます。大きく2点ございまして、まず1点目が筑紫野市公開型GIS、筑紫野デジタルマップと称しておりますが、こちらの導入作業でございます。市が所有する地図情報、ハザードマップ、都市計画図等をインターネット上

に一般公開できるシステムの導入作業を行ったものでございます。

そして、2点目でございますが、災害対応用現地調査情報入力管理アプリ導入作業でございます。災害発生時に市民等から通報される被害状況を地図情報と連携して効率的に管理することができる現地調査情報入力管理アプリの導入作業を行ったというものでございます。

次に、目的と概要でございますが、本市の地図情報を管理する危機管理課、都市計画課、維持管理課、上下水道工務課から、それぞれが管理する地図情報を一般公開することで行政サービスの向上を図りたい旨の要望が上がっていたという状況を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び防災の観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地図情報公開システムを整備したというものでございます。

このことによりまして、市窓口での接触機会の抑制、窓口・電話対応業務の効率化とともに、市民へのハザードマップ等の情報提供及び市職員、とりわけ災害対応に従事する職員でございますが、この効率的な情報共有を実現したというものでございます。

次に、システムの活用状況でございます。令和5年4月から公開型GIS筑紫野デジタルマップの運用を開始しているところでございます。パソコンやスマートフォンから、市が公開している地図情報4種類でございますが、これをいつでもどこでも閲覧が可能になったというものでございます。運用開始から8月末までの5か月間のアクセス件数でございますが、約1万5,200件となっております。このうち、約4,400件が豪雨災害が発生をした7月10日のハザードマップのアクセスとなっております。市民が必要とする情報を必要とときに提供するという観点から、一定の効果が生じているものと捉えているところでございます。

また、令和5年7月10日未明に発生した大雨被害の位置や情報等を災害対応用現地調査情報入力管理アプリで管理することで、災害対策本部と被災をした現地確認を行う建設班における効率的な情報確認共有が実現できたことなど、業務の効率化、業務の質の向上という観点からも効果があったものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑ありませんか。

西村さん。

○委員（西村和子君） この四つ地図をデジタル化されたということで、紙での発行をやめたのは、この四つそのまま全部ですか。

○委員長（横尾秋洋君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） こちらの地図につきましては、紙での発行提供をやめたというものではございませんけれども、特に市道路線網図、下水道台帳図等については、これまでは市の窓口にお越しいただかないと閲覧、縦覧することができないという地図でございました。それを御自宅、もしくは事業所の皆さんであれば事務所にいながら確認できるようになったという観点から、効果的な情報提供ができるようになったものと考えているところでございます。紙に加えてインターネット上でも閲覧できるよう、情報発信手段の拡充を図ったという種類のものがございます。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） このアプリですね、デジタルマップが導入されて、アクセス数とかは把握されているのかというのがまず1点。

それと、災害時においてこういったところを活用していただく必要もあるのかなと思うんですけども、災害時の情報発信であるとか、そういったところも活用できるかなと思うんですけども、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） アクセス数でございますが、運用を開始いたしました4月から8月末までの5か月間で約1万5,200件のアクセスをいただいているところでございます。

また、委員御指摘の災害時の情報発信でございますが、この1万5,200件のうち4,400件が豪雨災害が発生した7月10日にハザードマップを閲覧いただいたものという状況でございますので、災害時の情報発信という観点からも効果を発揮しているものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、次に進みます。

隣のページの学生生活支援事業について、説明を願います。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、学生生活支援事業支給実績及び周知方法について御説明を申し上げます。

まず、決算額でございますが、469万2,386円となっております。内訳といたしまして、大きなものを挙げさせていただきますと、まず、物資の調達、配送に係る委託料として約38万3,000円、次に、申請受付窓口コールセンターの運営に係る委託料として約414万7,000円を支出したというものでございます。

なお、この申請窓口コールセンターにつきましては、市民の利便性、そして、たらい回し等による混乱の回避という観点から、省エネ家電導入促進事業など、同時期に実施をいたしました物価高騰対策4事業分について、一つの窓口で受け付けすることができるよう、業務を一本化して委託をしたというものになっております。

続きまして、事業の目的でございます。物価高騰や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い生活が困難になっている筑紫野出身者で市外在住の学生に対して、筑紫野市の産品や衛生品等を詰め合わせた物資を支給したというものでございます。

続きまして、1点目、支給実績でございますが、支給実績は50件となっているところでございます。

次に、周知の方法でございますが、1番から6番に掲げておりますとおり、広報誌、ホームページ、公式LINE、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ等で周知をしたほか、市役所1階売店における物資の現物の展示等で周知を図ったというものでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑に入ります。

前田委員が早かったですね。

○委員（前田倫宏君） この学生生活支援事業において、予算現額が約2,500万円、決算額が460万円と、差が開いているのかなというふうに思っております。その中で、予算の中で、対象となる人数であったりその見込みが甘かったのか、それとも、単純に見込んだ数に対して申込みが少なくてこのようになったのか、ちょっとその点説明をしていただけたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） こちらの事業の見込みについてでございますが、筑紫野市出身で、現在は大学進学等のために市外に在住している方に対する支援を目的とした事業でございます。そのため、そういう基準に該当する方がどれほどいらっしゃるのかというところがなかなか正確な数がかみにくいところで予算化をさせていただいて事業を開

始したところでございますが、実績から申し上げますと、やはりそういう要件を満たす方というのがそれほど多くなかった。そのために予算額に対して決算額が少なくなっているというふうに、状況としては捉えているところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 1人当たりが幾らぐらいで、公表というのですか、結果、ありがとうとかさ、もっと続けてほしいとか、何かそういう意見はなかったのかな。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 御意見といたしましては、やはり大学生のお子さんを抱える家庭にはなかなか国、県の支援等が少ないという状況でございましたので、助かったという御意見は多くいただいているところでございます。

続きまして、1人当たりの支給金額でございますが、おおよそ5,000円相当でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） これ、確認が一つとお尋ねが1点なんですけど、1番の支給実績の50件、これは郵送料は委託料の中に入っているんでしょうか。

2点目が、工事請負費の6万8,200円というのがあるんですけども、この内容を教えていただけたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、郵送料が委託料の中に含まれているのかどうかというところでございますが、商品の配送料も含んだところで委託料として支出をしているところでございます。

次に、2点目の工事費の内訳、内容というところでございますが、この事業のほか、省エネ家電導入促進事業など、同時期に実施をした物価高騰対策4事業の市民からの問合せを受け付けるためにコールセンターを開設いたしましたので、その専用回線の架設のための工事費でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 現金やお米券とかではなく物資にした理由などあれば、教えていただけたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 地元産の物品にさせていただいた理由でございますが、この事業の対象となりますのが大学等への進学のために市外にお住まいの方を対象とした事業でございますので、筑紫野市との縁が切れないようにという観点から、筑紫野市にゆかりがある商品を送らせていただいたというところが1点目でございます。

そして、2点目でございますが、こういう地元産の特産品を使うことによりまして、少しでも地場産業の振興に寄与することができないかという観点から、この筑紫野市の特産品等を現物支給するという手法を取らせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 経費に物すごくかかっている、実際に使ったお金が少ないように感じるんですけども、生活が困難になっている学生への支援なのか、地場産業の支援なのか、どちらが重きにあるのかなと思って伺いましたんですけども。

○委員長（横尾秋洋君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） どちらかというとところはなかなかちょっと申し上げにくいところではあるんですけども、市といたしましてはどちらともかなえたい目標であったというところがございます。

また、経費的なところにつきましては、決算額約460万のうち、物資の調達等に要した費用はおおよそ38万円となっておりますので、極めて高額な費用であったとは捉えていないところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 前、学生に米券を配ろうとかあったよね。これとの関連はどうやったのかな。

○委員長（横尾秋洋君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 田中委員が仰せのとおり、物価高騰対策の一環としてお米券の支給事業というものを行っております。このお米券につきましては、筑紫野市内に住民票を置いていらっしゃる学生さんにはお米券を送らせていただく。そして、進学等のために市外に移られて、住民票も市外においでいらっしゃる方には、こちらの物品を送らせていただいたという形で整理をさせていただいたところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 50件ですから、あまりにも少な過ぎるので、ちゃんと伝わっているのかどうかというのがある。一言で言うと、これは失敗だったというふうには思っているのかしら。こういうことはもう二度と繰り返しませんというふうには思ってるんですか。それとももう1回これをやるんですか。やろうとしたことは悪いことじゃないんですよ。だけど、お知らせが対象者に行き届いていたかどうかという、どう見てもこれだと行き届いてないかもしれないと思うんですね。やろうとしたことや趣旨は悪いことじゃないんですけど、こっちのその前の地図情報のやつは、これはよかったねという。災害が起こったときにそれは即生きたわけですね。これは、もくろみに比べると、あんまり少な過ぎて失敗しちゃったなというね。次は、ちゃんと考えないかなかなあと思っているか、これはこれですよと思っているか、ちょっと言ってくれませんか。決算ですから、どう思っているかというのをきちっとしておかないと困るので。

○委員長（横尾秋洋君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この事業を終えての市の受け止めでございますけれども、今回、先ほどの田中委員の御質問にも関連をいたしますが、住民票を市内において進学をされている学生さんにはお米券を支給させていただき、進学のために住民票も含めて市外に移されている学生さんには今回の物資を送らせていただくという手法を取らせていただいたところでございます。

結果として申し上げますと、私どもの想定以上に、進学に際して他県に移られる方も住民票は市内に置いたままの状態に進学される方が非常に多かったのかなというところで、その点は見込みが甘かったと、反省をしなければならないというふうに考えております。

また、今後につきましては、今後の物価高騰の状況等にもよりますが、やはり小中学生、高校生に加え、大学生等への支援が必要になれば、その段階で、また今回の実績なども踏まえて、支援策の必要性、そして、具体的な内容等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 上村委員。

○委員（上村和男君） どうせここまでやるんだったらね、学校を卒業して外へ行って、学生になってる、就職する、そういう人たちとのネットワークのようなものを市がつくっちゃうというふうになると、もう生きたあれになっていくように思うんで、これだと何か金をかけただけ無駄だったみたいになりかねないので、先々のことも含めてよく考えられ

で今度は仕組まれると、悪いこっちゃないと思いますのでね。そういうふうにしていただければと思いますので、意見です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか、この件は。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） 最後に答えられた、住民票を移さないで市内に置いたままの大学生の方には、結局実家のほうにお米券が届いたという、その枚数は分かってるわけですかね。そういう意味で、意外とその市外に住民票を移した人が少なくて、市内に置いている方にはお米を届けたというふうなお答えだったのか。どちらなのか。本当に大学生なりの数を把握した上で、市内、市外をやって、その市内の人にはお米券が届いた、市外の人には50件ではあるけれども、筑紫野市の物産が届いたというふうに受け止めていいかどうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 大学進学者の数というところになろうかと思えますけれども、大まかな傾向としては、様々な統計調査などを用いると、そうであったのではないかとこのところ市としては捉えているところがございますが、18歳の段階で住民票を異動された方が進学によるものなのか転出によるものなのか、また、就職によるものなのか、お一人お一人の実情をつぶさに把握するところまでは非常に困難でございますので、大まかな傾向としてそのような実情ではなかったのかというふうに市として捉えているという状況でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今言われたように、米券とセットでやったわけですからね、米券が成功しておけばいいわけだから。こっちが少なくとも米券のほうで数が増えとるじゃないかというわけ。僕が聞く限りね、米屋さんやらは、「ああ、よかことしてくれたな」と二、三軒からは言われました。物価高騰に合わせて、地場産の育成にも効果があったんじゃないかとは、私個人としては捉えています。

○委員長（横尾秋洋君） 課長、私たちが大学に行っていた頃はさ、県外とか東京に行ったら住民票を移さなければいけないというのは、お米の配給とかいう形があったから、住民票を移さないとなかなか厳しかったんだけど、今、住民票を移さないで十分生活できるんですかね。その辺、もし分かったら教えてくださいませんか。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 原則といたしましては、私が在学していた時代も、横尾委員長と同じく、私も住民票を進学先のほうに動かしておりましたので、住民基本台帳制度の原則といたしましては、やはり実際に居住するところに住民票を移すのが筋ということになってこようかと思えます。

ただ、一方、各種の健康保険の手続等ございますので、実際には、学生さん御本人にやってもらわずに保護者の方が代わりにやるというような形で、御自宅に住民票を置いたまま県外の大学に進学をされているという事例が非常に多く、それで特段の支障は今のところ生じていないというところが実態ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（辻本美恵子君） 気になって仕方がない。ということは、この事業を展開するときのベースになる数字を、今お尋ねした限りでは、市外に移した人の数というのは、きちんと把握しないままこの事業を展開していったというふうに受け止めていいんですね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 確実な数字が何人というところは、やはり追いようがございませんでしたけれども、一般的な各種の統計ですね、県内出身の高校生が県外の学校に進学する割合であったり、親元に住民票を置く、置かないという様々な統計調査などの数値を基に、ある程度推定をした上で事業を開始したところでございますが、その推定よりも実態が少なかったというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） では、企画政策課はこれで終わりたいと思います。長い時間お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後 1 時32分

再開 午後 1 時33分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

今度は企画政策部の人事課です。

宗貞部長、紹介をよろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部、引き続きまして、人事課のほうから4件御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員でございます。人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長、中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課行政管理担当係長の平島でございます。

○行政管理担当係長（平島知子君） 平島です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休職者数及び男女別育児休暇取得者数の状況について、説明を求めます。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 資料の58ページでございます。

休職者数、それから、男女別育児休業者の取得数について、御説明させていただきます。

休職者と育児休の取得者、それぞれを過去5年分表記させていただいております。

まず、休職者でございますが、人数と括弧内に精神疾患の休職者の数を内数で表記をさせていただいております。平成30年度は、休職者11名中9名が精神疾患、令和元年度は10名中9名、令和2年度は12名中11名、令和3年度は12名中10名、令和4年度は5名中4名が精神疾患であったという状況でございます。また、この令和4年度の精神疾患での休職者4名でございますが、4名とも令和3年度以前からの継続しての休職であり、令和4年度に新たに休職者となった職員はいなかったという状況でございます。

精神疾患による休職につきましては、仕事に対する自分自身の思いだとか、能力と業務内容とのギャップとか、個人の性格的なもの、あるいは家庭内における問題だとか人間関係だとかというところで、複合的な要因で休職になっているケースが多いと考えておるところでございます。

次に、育児休業の取得者数でございますけれども、女性職員と男性職員それぞれの取得人数と、括弧内に対象者の数を記載しております。平成30年度につきましては、女性職員は、対象者が30名のうち30名全員が育児休業を取得いたしました。男性職員については、対象者14名のうち1名が取得しているというところでございます。令和元年度以降につい

でも同様に御覧いただきたいと思いますが、令和4年度におきましては、女性職員が、対象者は41名中の41名が取得をいたしました。男性職員については、対象者11名中5名が取得をしたという状況でございます。

また、男性職員の育児休業の取得目標でございますが、特定事業主行動計画において設定しております目標13%以上に対し、令和4年度の取得率については45.5%であり、目標は一定達成できているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありませんか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） ありがとうございます。この2番の男女別育児休業取得者数なんですけど、平成30年は14人中1名だった。先ほど言われた4年度は45.5%と目標を達成ということだったんですけど、それでもまだ5人というところで、あと残りの方は、取得できるんですけども取らなかった理由というか。それと、こちら側から休業を取っていいんですよという、何ですかね、呼びかけみたいなのというはやってあるんでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、男性職員で育児休業を取得しない理由といたしまして、一番多いのは、収入が、育児休業を取得した職員というのは無給になりますので、給料が支払われないという形になります。ただし、共済組合健康保険のほうから一定の育児休業の手当金というものが支給されることにはなるんですが、全額補填されるような形ではございませんので、一部収入が減少してしまうというところが、収入を確保したいという理由で休みを取らない、休業を取得しないということは、まず一番多いのかなと考えております。

それ以外の理由につきましては、やはり業務との兼ね合い、自分の仕事を不在にしている間は別の職員にお願いしないといけないとかというところで、なかなかそこで取得までに踏み切れてないという職員もいるのかなと考えております。

それから、男性職員の対象者への呼びかけにつきましては、一人一人、出産を控える職員については育児休業の制度についても説明をさせていただいて、取得を検討してみないかという働きかけは行っております。

それ以外の取組といたしましては、実際に育児休業を取得した職員の体験談、経験談というか、実際に取得をしてみてもうどうだったかというところも体験談としてまとめさせてい

ただいておりますので、それを全庁的に周知をしていくというやり方も取っておりますので、職員に周知を広めながら、今後も取得しやすい雰囲気づくりというところをつくっていきたいと考えてるところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 令和4年度はなかったということで、退職者の分ですね。これは、やっぱりそういう何とかかんとかという、そういう職場のいじめとかね、それとか、パワハラとか、いろいろあるけど、そういう関連で教育が徹底したから減ってきたのかということと、もう1点、障害者枠とかの入庁された方がね、そういう障害を持ったままで差別とか受けてないのかなと。そこら辺りをちょっとお願いします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、退職者が減ってきてる理由といたしまして、ハラスメントが減ってきたからとかというところの因果関係というところでございますが、実際に退職者の退職理由として、具体的にハラスメント絡みでというところでの事例というのは、人事課としては把握しておりません。減ってきた大きな理由といたしましては、人事課として分析をしてる中では、こまめな相談体制の整備というところももちろんそうなんですけれども、退職に至るまでの体調不良者を未然に防ぐというために、ちょっと体調不良を訴える職員については定期的に面談を行いながら、業務的な配慮ができないかだとか、例えば人間関係で悩んでるということであれば、そこはどうやったら解消できるのかというところを、個人個人の悩みに寄り添いながら一つ一つ対応をしていってる、その積み重ねの結果じゃないのかなというところで考えてるところです。

それから、障害者で入庁した職員についてというところでございますが、障害者として入庁した職員というのは、数としては在職しておりますけれども、障害者だから何かその業務的な配慮、必要な配慮というのは当然合理的配慮として行っていきますけれども、不当に不利益を受けるような取扱いというのは全く行っておりませんので、この退職者と障害者の因果関係というのは全くないというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） では、段下委員。

○委員（段下季一郎君） これは例年聞いていることなんですけども、特定事業主の行動計画の中で、男性の育休の取得率が、令和3年度が55.6%、平均取得日数が66日、令和4

年度が、先ほど言われてましたけど45.5%、平均取得日数が100日ということで、こういうふうにはちょっと率は下がってるんですけども、取得日数は伸びてるということで高く評価したいと思いますが、ちょっといろいろ課題もあると思うんですけど、先ほど言われてたように収入が減少してしまうということでためらってしまうと。その業務をほかの人に任せられないかもしれないということでためらってしまうということを言われてたと思うんですけども、多分この育休で一番大変なときの産後すぐですね、産後のパパの育休ということで、一番大変なときにやっぱり女性のほうもサポートしてほしいと思いますので、期間が短くてもいいので、少しでも取得して手伝ってもらえるような環境づくりをしていく必要があるのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 今、段下委員がおっしゃったとおりで、産後パパ育休制度というのも始まっております。当市におきましてもその制度を制度化をして運用を始めておるところでございますので、今後、国の方向性としてさらに男性の育児休業の取得率というのを上げていかないといけないという目標設定もされておりますので、現状の数値が目標を達成してるからオーケーだということではなく、今後も取得に向けて短期間でもいいからだとか、いろんな制度の活用の促しながら取組のほうを進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 同じく育休のところですけど、男性が取らない理由の1番目が収入減で、これはやむを得ないかと思うんですけど、次が業務との兼ね合いというふうに伺ったと思うんですけど、ほかの人に代わってもらうのが大変だとか、そういう感じだと思うんですけど、それというのは、体制として大丈夫だよという体制を取れば、取れる人が増えていくんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺は今後どのように考えていこうと思ってるか、お聞かせください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 体制面の御指摘だと思いますけれども、まず、担当してる業務の繁忙期と出産の時期というのが重なってしまうという場合もありますので、そういうケースが主に先ほど申し上げた部分での理由として、この時期だけはちょっと外せないというところと、出産時期が重なってしまったとかという事例も過去にはございます。そう

いった場合に、じゃあ、時期をずらして育児休業を取ることができないのかというところを改めて人事課として検討をお願いしたりとかいう取組は、継続的にさせていただいております。

一方で、取りやすい体制づくりということにつきましても、今後の課題というところではあるかと思うんですけれども、それぞれの職場内の業務の割り振り、一人に負担が偏らないような業務体制づくりというところにつきましても、今後も継続的に取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 育休だけは、ほかの休暇と違って取る時期が事前に分かりやすい休暇だというふうに言われてるので、今おっしゃった繁忙期と重なるということは、事前におおよそ想定がつくんじゃないかと思うんですね。それで、様々工夫をされてるかと思えますけれども、そういうことも勘案して今後ともよろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 私からですけど、この育休を取った人の配偶者の人は市の職員ですか、一般企業に勤めてある人とか、そういうことがあるんですかね。市の職員同士だったらそれは分かるけど、普通の企業に勤めてあって、奥さんが出産されて、男性が育休を取るということ。もしその内容が分かったら教えてください。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それぞれの配偶者の情報につきましては、配偶者が市の職員である職員については、この5名中二人です。その他の3名については、厳密に勤務状況、あるいは職業がどうだとかということについては把握できておりませんので、細かな情報は持ち合わせてないというところで御理解いただきたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 休職者が減ってるのでよかったなと思ったのと、なぜ減ったのかという。ひょっとしたら退職になってしまって減ってるのか。皆さんの対応がよくて減ったのか。そういう対応を議論したり検討したりする部署はどこにあって、どれぐらいの頻度で議論されていますか。そこで得た結論でこういう対応がされてるとすると、しばらくは減っていくなとこっちも思えるので。ずうっと同じぐらいにいて、ここですとんと半分以下になってますから何でだろうと思うのでね。私が言ったことでなければいいんですけど。休職者が全部退職に、言い方は悪いんですが、追い込まれてしまったか、それとも

皆さんの対応がよくてこんなになって、元気にみんな働くようになったと。そういうのはどこで議論していますかと。そういう体制が整っていますねということだけきちっとしていただき。何を言おうとしてるか分かりますと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 休職者が減った理由といたしましては、退職者が多かったのではないかと御質問かと思いますが、令和3年度から4年度にかけて休職者が減った部分については、全て職場復帰ができております。

補足ではございますが、この令和4年度の4名については、1名既に退職済みにはなっておりますが、令和3年度のこの10名から4名に減ったところについては、全て職場復帰がなされているという状況です。

これについてどこで議論を進めたのかという部分については、それぞれ人事課の所管業務といたしまして、人事課のほうで所属の部署と連携をしながら、あるいは主治医の先生とのやり取りをしながら、復帰のタイミングだとか業務内容、復帰に向けての取組ですね、ならし勤務からどのような形で正式復帰にまで進めていくかというところにつきまして、主治医の先生にも相談をさせていただきながら、個別対応を進めさせていただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 古賀委員が最後です。

○委員（古賀新悟君） 関連なんですけれども、休職者のうちのいわゆる精神疾患の人たちが大半を占めておられます。次の審査の中にもちよっと関係あるんですけども、長時間労働だとか、過密労働、あと、人間関係、そういうのがメンタルヘルスの要因になってるのではなかろうかと想像するのですが、そういうこともこの中に要因として多分あると思います。そういうところに対しての対応といいますか、今後の対策のようなものは考えておられるか、お尋ねいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 休職者の休職理由と時間外勤務との因果関係というところだと思うんですけども、実際に精神疾患での休職者のうち、長時間労働が原因だろうと考えられる職員は、現在のところおりません。それぞれ休職前の時間外勤務数なども確認をしておりますけれども、目立って時間外勤務が多かったとか、特別大きな業務負担がかかったとかというところではないのかなと考えております。

ただ一方で、時間外勤務が多かった職員についての対応につきましては、それぞれ月で確認をしておりますので、例えば時間外勤務の時間が60時間を超えてたとかいう職員については、個別に健康状況の確認だとか、産業医による健康相談も毎月行っておりますので、1回そこで受診するようにとかいうところで、未然に体調悪化を防ぐような取組を行わせていただいております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 次に行きます。

職員の時間外勤務手当及び時間についてを議題といたします。

課長、説明してください。

○人事課長（永田貴也君） それでは、次の項目、59ページをよろしく願いいたします。

職員の時間外勤務手当及び時間外勤務の時間数の上位20名でございます。それぞれ表を記載しておりますけれども、左側の表が時間外勤務手当の状況を金額で上位20名を表記しております。それから、右側の表についてが、時間外勤務の時間数の上位20名を表記させていただいております。職員名については、それぞれアルファベットと片仮名で表記をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 時間外勤務手当上位20人の中のこの1番をちょっと例で挙げさせてもらいますけど、256万4,000円と。時間にすると940時間、月にすると約78時間で、21万円ぐらいになると思うんですけど、これというのは、例えばほかの人と割り振りしながらとかという、そういった工夫をしてでもこういった形になったんでしょうか。この人だけになってしまったんでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） この時間外勤務が一番長時間だった、940時間だった職員につきましては、この上位、昨年度の傾向ではあるんですけども、選挙が年に3回ございました。選挙管理委員会の事務局で選挙を担当する職員がどうしても選挙の時期に集中して時間外勤務が発生してしまうというところが大きな理由としてございます。

業務の割り振りにつきましては、過去の選挙事務の経験者も応援に入ってもらいながら進めてはおりますけれども、それぞれが結果的にこれだけの勤務時間数にはなっているとい

うところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 時間外勤務時間についてお伺いしたいんですけれども、先ほど御説明がございましたように、この上位20名というのは一時的なものなのか、それともこの20名の中に直近二、三年でこういった時間外超過の中に2年間とか3年間で何割ぐらいの人が含まれてるのかということと、あと、この20名の振替休日の取得率ですね。これは多分休日出勤とかがないと、多分ならないという。上位の方はそうだろうと思うんですけども、取るべき振休の取得率は何%ぐらいなのかということと、あとは、この人数で市役所の職員数であれば、産業医を入れた衛生管理委員会というものが何か月に1回の割合で開催されているのか。それと、その衛生委員会の結果は、管理職に全て回覧されているのかということと、あとは、こういう勤務状態が続く者は、何年の割合で配置転換を図っているのか。個別の産業医によるメンタルケアは行われているのか。お伺いします。

○委員長（横尾秋洋君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、1点目でございます。この上位20名に継続的に同じ職員が入ってるのかという質問だと思いますけれども、ここにつきましては、先ほど申し上げたように、選挙を担当した職員が、まず令和4年度の時間数でたくさん時間外勤務が発生したというところに入ってありますが、それ以外については、コロナワクチンを担当した職員が入っております。それから、低所得者向けの給付金、非課税世帯への給付金等を担当した職員だとか、コロナ関連の臨時突発的な業務を受け持った職員というのが、ここ数年入ってきてるというところの傾向はございます。それ以外につきましては、マイナンバーカードの所管をする市民課の職員だとか、あるいは税務課の市民税担当、こちらも市民税の当初の賦課作業を行う期間というのが集中的に時間外勤務が発生するという事情がございますので、そういった職員は継続的に上位に入ってきてるというところなのかなと考えてるところです。

それから、振替出勤の件につきましては、この時間数についての中いわゆる休日出勤をした時間数というのも入っております。基本的な原則といたしましては、同一週に振り替えを取得をする。それができなければ、その後、8週間以内に振り替えを取得するという形で定めさせていただいておりますので、原則としては取得をするという形で取り扱っております。ただし、繰り返しになりますが、例えば選挙を担当する職員などは、選挙期

間中に休むことがなかなかできないということで、これはやむを得ないというところにはなってしまうのかなと思うんですが、8週間以内には選挙が終わらないと取れないというところで取れてないという職員が一部発生しているという状況がございます。

それから、衛生管理の面ですね。労働安全衛生委員会のことを指してあるのかなと思うんですけども、こちらにつきましては年に1回から2回ではございますが、開催をします。ただ、労働組合のほうとは毎月のように事務協議という形での職場状況のやり取り、課題の確認とかいうところは、情報交換も含めてさせていただいておりますので、その中で各職場のほうに下ろすべき事案につきましては下ろさせていただいてるところでございます。

それから、個別職員のメンタルケアというところにつきましては、先ほどの説明とちょっと重複する部分があると思うんですけども、時間外勤務が60時間を超えた職員については、個別に健康状態の確認、それから、産業医の健康相談を受診するよというところについての取組をさせていただいております。それと同時に、業務的な部分での業務の見直しによって、業務の平準化だとか効率化が図れる部分がないのかということも、所属長を交えながら対応をさせていただいてるという状況でございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） まだ質問はありますか。

佐々木委員が関連ですか。佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） それでは、今先ほどの回答では、産業医を入れた衛生管理委員会というやつは、年に一、二回しか開催されてないという認識でよろしいでしょうか。

あと、重ねて、じゃあ、この筑紫野市役所内の職員の中で衛生管理者の資格を持つてる人間というのは何名ぐらいおられるか、把握しておられますか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 産業医を交えた衛生管理委員会の開催は、繰り返しになりますが年に1回から2回という状況でございます。ただし、毎月の状況確認を行う中で必要が生じた場合には開催をしていきたいと考えております。

それから、衛生管理者の職員の人数については、すみません、細かな人数は今把握しておりませんが、最低6名以上はいるというところなんです。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、Aの方を言えば、私ね、この残業するのが嫌でしてあるのか、やむを得ずしてるのか、いや、残業をやったら収入が増えるからいいよとしてあるのか。いろんな考え方があると思うんですよ。だから、このA、B、Cとか、この上位の方たちが、さっき言われた休職とか精神疾患につながってるのか、つながっていないのか。というのは、民間あたりでは、コロナ禍で残業やら減ってきてね、残業手当が足りないから何か仕事がほかにないだろうかと。夜、別のアルバイトをしてある方もおられるんですよ。だから、私はそういう意味からでも、例えばAは約260万ありますね。年齢は幾つか分かりませんが、年収500万の方だったら5割、それから、700万の人でも約3分の1の別収入があるわけですよ。だから、そこら辺りがね、苦痛なのか。今言った三つね。やむを得ずする。でも、対価が返ってくるからいいよと。いや、自ら進んで、これだけ報酬をもらえらるなら、残業手当は高いから。残業手当は5割アップだったかな。（「25%」と言う者あり）25%上がるならそれでもいいじゃない、やろうじゃないかという方もいろいろあると思うんですよ。そこら辺りを分析してね、いきなり残業が悪いんじゃないかと決めつけるのは、私はもうちょっと検討しながら進めてもらいたいと思う。そして、私の考え方で、残業しないで普通の勤務時間内にしろと。そうしたら、職員を増やしたほうが。残業25%アップの給料を払わなきゃいけないんだから。だから、そこら辺りのバランスはもっと民間の感覚で考えてもらいたいと思うね。だから、そこら辺りの市の捉え方だな。あなたたちが直接この残業した方たちと接触して、メンタルケアまで雇ってさせているのか、そこら辺りをもう少し分析してもらいたいなと思います。

答弁をお願いします。

○委員長（横尾秋洋君） 答弁を求めますか。

○委員（田中 允君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 職員それぞれの残業の受け止め方というところになるのかなと思います。個別に残業時間がちょっと長くなってる職員についてのいろんな聞き取りだとか健康確認を行う中で、なかなかそれぞれの受け止め方というのはあるのかなと思うんですけれども、基本的にはその職員の勤務の在り方としてのベースとなる部分については、時間外勤務については必要な部分を必要な最低限の時間で行っていきましょうというものになりますので、例えば、今、田中委員がおっしゃられたような収入を得る手段として時間外勤務をやみくもにしてるといような職員は見受けられないんじゃないかなと考えて

おります。

ただ、一方で、業務量については、時期よっての繁忙期、あるいはそうでない時期というところがありますので、年間を通して毎月同じ業務量が発生するような部署というのはほとんどございませんので、ある程度の時間外勤務というのがそれぞれの職場で時期よって発生するということは、職員の共通理解としてやむを得ないものだというふうにご検討いただいているんじゃないかなと思っております。

繰り返しになりますが、正規の勤務時間で業務が終わるというところがベースではございますが、必要に応じて必要な時間外勤務がある程度発生しているという状況だということふうに思っております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ちょっと先に進めます。

60ページ、61ページも関連がありますので、そちらから先に説明をして、また今の件も関連すれば質問をしてください。いいですか。残業時間月間60時間以上、各課別、個人別一覧というのが60ページ、61ページに出ていますので、それに併せて説明を願います。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、60ページからの残業時間、月間60時間以上、各課別、個人別の一覧でございます。

表の左端に、縦列に課の名前及びその課の中での時間外勤務の対象者の人数を記載しております。そして表の一番上、横列に、個人の名前をアルファベットでAからNという形で表記をさせていただいております。

課名が一番上の企画政策課を例に御説明をさせていただきたいと思いますが、時間外勤務の対象となる職員が11名おります。そのうち、月に60時間以上の時間外勤務をした職員は、Aさん、Bさん、Cさんという3名でございます。Aさんについては、12か月中一月、60時間以上の時間外勤務があったという形になります。残りの8人については、時間外勤務が60時間以上になったという月はなかったというふうに御覧いただければと思います。

それから、61ページについては、月に80時間以上の時間外勤務をした職員の状況を記載しております。

一番上の企画政策課におきましては、時間外勤務の対象者11人に対して、80時間以上100時間未満の時間外勤務をした職員が一人、月数で1か月おりました。月に100時間以上の時間外勤務をした職員はいなかったという形になります。

以下、同様に御覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 59から61にかけてなんですけども、まず、この時間外勤務をされた方、管理職の方と管理職でない普通の一般職員がどのくらいずついらっしまったのかというのが一つですね。

それともう一つ、先ほどの答弁の中に労働組合の話が出たと思うんですが、労使協定の中でこの残業時間の取決めがあるのかないのか。なかったとしたらなぜないのかということをお教えください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） こちらに記載してる職員の数のうち、管理職につきましては、この時間外勤務の対象者からは外れておりますので、管理職以外の職員だけの状況だというふうに御覧いただきたいと思います。

それから、労使協定の話でございますが、地方公務員法にも定められておりますけれども、労使協定については公務員の場合は結ぶことができないとなっておりますので、事務協議の中で個別にいろんな協議をさせていただいてるところで、正式に書面で協定を結んでいるとかということはありません。

○委員長（横尾秋洋君） ほかに。段下委員。

○委員（段下季一郎君） 59から61にかけてということで、59ページのこの金額を見て思うんですけど、特定事業主の行動計画の中でワークシェアリングという文字がないんですね。そういうのも文言でないだけで、考え方としては考えてあると思うんですけども、そういうのを明記した上で、人の応援体制ですね、業務が集中するところに、特徴的な自治体では毎月のように人事異動みたいな形をやってる自治体もあるんですね。そういったことをするのも検討のうちの一つかと思うので、その点のうちの考え方と、あともう一つが、この61ページの80時間以上100時間未満というのは、2か月から6か月の間ということで過労死ラインですね。単月で100時間以上、これが過労死ラインの基準ということで昨年も私、聞いてたかと思うんですけども、こういった方については産業医の面接指導をしてると先ほど言われてたんですが、その面接指導の実施の通知を職員の方に行ってると思うんですね。その上で産業医の方がストレスチェックをすとか、面談するとかしてると思うんですけども、その受診率が100%なのか。通知を受けたけども指導を受けてない

人とかいないのか。そういったことについてお尋ねしたいと思います。2点ですね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） まず1点目、業務の応援体制の検討というところにつきましては、それぞれの業務の繁忙期というのは実際にございますという中で、人事異動の時期というところも今年1回のタイミングでこのままでもよろしいかどうかというところについても、今後の課題としては検討していかなければと思います。

今の現状といたしましては、突発的に業務が発生した場合などは特にそうなんですけれども、どれだけの業務量があるのかというところを確認しながらですね、課をまたいでの応援職員の体制づくりというところについて、必要に応じて行ってるという状況でございます。

それから、産業医の長時間勤務の職員の受診率の件でございますけれども、なかなか取組が足りない部分になるのかなというところではございますが、こちらからの声かけ、呼びかけに対して、やはり1度受診したからもういいやというような職員もかなりの人数おりますので、毎月毎月、例えば2か月連続60時間勤務があったというところで、2か月続けて受診をしてるかという、やはり1度したからもういいやというような形になってしまってる職員がいるという状況もありますので、今、受診率を正確に手元で把握をしておりますけれども、なかなか受診率が高く上がってきてるわけではないという状況でございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 60ページ、61ページを見てると、本当に課によって結構ばらばらだなというのも見て取れるんですけども、表を見ていくと、特に残業が突出してるのが、割合的に総務課と税務課かなと。

税務課を見ると、23名時間外勤務対象者がいる中で、60時間以上が14名、その14名のうち12名が80時間以上で、その中でさらに12名のうち5名が80時間から100時間、7名が100時間以上ということだと思うんですけども、私も民間で働いていたときに100時間やってた時期があって、ただ、電通の事件からいろいろ全国的に民間企業は見直されて、三六協定が2019年の4月に大企業で、2020年から中小企業に取り入れられて、かなり民間企業も厳しくなって、そこから本当に年間720時間を超えられないと。かなりいろいろ申請を

してようやく80時間とか100時間を何か月かだったら超えるという状況の中で、私も実際自分で働いて、月100時間って結構きついなという体験もあったので、特に税務課のこの状況だったり、あとは、これを見ると、国保年金課とか財政課、要はお金を扱うところが結構残業が多いのかなと思って、そうなったときに、質問なんですけど、例えば税務課、財政課とか国保年金課が多いのは、資格を持ってる人じゃないとできない仕事があるのかとか、何かそういうのがあるんでしょうか。で、それが代替できるような、ここを減らすことができないと、労使協定はというところはあるのかもしれないんですけど、やっぱり世の中を見るとかなりきつい状況が続いてるんじゃないか。

さっき、59ページでお話いただいたときに、選挙、コロナワクチン、給付金、マイナンバー、超えてるかお聞きしたときに、市民税を担当してる、多分税務課だと思うんですけど、継続的にやっぱり上位に来てるということだったので、これは多分令和4年度だけに限らないのかなと。となると、やっぱり見直す何かが必要なんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、1点目の資格についてでございますが、例えば財政課であったりとか、お金を扱う部署についての資格が必要なものがあるのかという部分については、必要な資格というのは特にありませんので、一般の職員が行うという業務にはなりません。

それから、継続的に発生してる部分での総務課についてでございますが、この総務課というのが、選挙管理委員会事務局を総務課職員が兼ねておりますので、こちらの表記が総務課しか書いておりませんが、選挙管理委員会事務局の職員の部分がそのまま出てくるというふうに御覧いただければと思います。

そして、税務課の部分につきましては、課題認識としては、私どもも課題として大きく捉えさせてはいただいておりますけれども、例えば市民税担当であれば、1月から6月にかけてという時期が税の賦課作業という形で時間外勤務が継続して発生する時期になります。

一方で、それが終わって7月から12月については、ほぼ時間外勤務が発生しない時期になるというところで、なかなか年間を通じて業務が平準化することが難しい職場になります。すごく特徴的な職場だとは思いますが、その中でいかに時間外勤務を、職員負担の軽減を図っていけるかというところについては、例えば会計年度任用職員を配置し

て事務補助作業に当たっていただくとかという取組もさせていただいておりますが、それとは別に、今後、デジタル化の取組の中でいかに業務の効率化を図ることができるのかということも併せて進めながら、職員の業務負担の軽減については全庁的な課題として進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 次、62ページのほうに移ります。職員研修事業ですね。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、職員研修事業の事業内容について御説明をさせていただきます。

まず、決算額でございますが、429万3,580円でございます。

それから、具体的な事業内容について御説明をさせていただきたいと思いますが、まず、資料のほうで、内部研修について、それから、外部研修について、それから、令和4年度より新たに実施をいたしましたeラーニング研修、この3項目に分けて記載をさせていただいております。

まず、内部研修につきましては、市が単独で行う内部的な研修という形にはなりますが、新規採用職員の研修や職員の人権問題研修、それから、人材育成システムの評価者の研修などを実施しております。

次に、外部の研修機関などに職員を派遣する外部研修につきましては、福岡縣市町村職員研修所で行われる各種研修への参加、それから、滋賀県の全国市町村国際文化研究所で行われる専門的知識の習得のための研修への参加などの実施を行っております。

次に、eラーニング研修でございますが、令和4年度からの新たな取組といたしまして、新型コロナの影響をはじめとする外的要因や業務都合に影響を受けづらく、なおかつ、多分野にわたる研修メニューを取りそろえることができるオンライン型の研修システムを導入しております。

全部で55種類の講座を設定する中で、係長以上の職員であれば必須講座を4講座、それから、自由選択講座を2講座以上という形で受講をしております。主査以下の職員については、必須講座を3講座、自由選択講座を2講座以上という形で受講する形式で、研修事業のほうを進めさせていただいたというところでございます。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありませんか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） まず、このeラーニング研修の実施主体はどこだったかというのを確認したいです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 実施主体については、筑紫野市単独で行っております。それを業者委託という形で研修事業者のほうに委託するという形で行わせていただいております。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 私はちょっと予算のときに気づくべきだったんですけども、この決算の資料、認定資料も含めて予算審査の資料を見て思ってたんですが、認定資料の90ページにあるように、虐待の件数が292件ということで増えてると。子育て支援課のほうで、虐待とかが高度専門化で複雑化してるということで、課題を抱えてると思うんですね。国と中核市の兵庫の明石市が西日本こども研修センターあかしという、子ども虐待の対応に関する高度専門研修を始めてるんですね。市町村へのアドバイザー派遣も行ってますし、オンライン研修とかも行ってるので、この外部研修の中に加えたほうが、この職員研修事業の予算を効果的に執行していくに当たって、効果が出てくるのかなと思うので、その点も検討すべきではないかと思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） ただいまの段下委員からの御指摘につきましては、所管の子育て支援課のほうから具体的に人事課のほうに研修の要望という形で上がってきてるようなことはございませんが、大きな課題というところで原課のほうでも抱えてる課題だとは思いますが、子育て支援課のほうにも確認をしながら、どのような形での研修の在り方がよろしいのかというところ、派遣の必要性があるのかどうかというところについても協議のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですね。

簡潔に。西村委員。

○委員（西村和子君） 新しくeラーニング研修始められたということも含めて、次年度に向けてどんなふうはこの研修を評価されてるのかということと、課題があればお聞かせください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） このeラーニング研修につきましては、受講した職員へのアンケート調査の結果を見ても、大半の職員が一定の満足をしているというような評価を受けることができいております。令和5年度についても引き続きeラーニング研修のほうをさせていただくような形で取組のほうをさせていただいております。

課題といたしましては、このeラーニング研修の大きな目的の一つとして、職員一人一人が自発的な学習機会を創出していくというのも設定をしておりますので、いかにこれを継続しながら職員のそういう研修意識の高揚という部分を呼び起こしていけるのかということになってくるのかなと考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） これで企画政策部の審査を終わります。宗貞部長をはじめ、お疲れさまでした。

40分まで休憩といたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きますが、その前に一言皆さん方に同意を得たいと思います。

質問は一人1回として、関連質問はいいですよ、1回目して、2回目、3回目、ずっとする分は構いませんけど、それが終わったら新たにまた違う案件で手を挙げて質問されることはやめたいなと思いますので、1課、例えば市民課をしたときの63ページは一人1回に絞らせていただくと。ただし、そのときにまだ終わらなければ関連質問としていいですけど、違う項目に入ってまた思いついたように質問するのはやめていただきたいなと思います。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、皆さん方の同意を得ましたので、今度は市民生活部の杉村部長がお越しでありますので、御挨拶をいただいて、職員の紹介をして説明に入りたい

いと思います。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 皆様、お疲れさまです。市民生活部長の杉村です。

市民生活部所管で本委員会において説明を求められました件は、説明順に、市民課、税務課、収納課、国保年金課の4課、5件でございます。

それでは、まず、市民課職員が出席しておりますので、自己紹介をいたします。

○市民課長（江中 誠君） 市民課長の江中でございます。よろしくお願いいたします。

○受付担当係長（河野桂子君） 市民課受付担当係長の河野と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、63ページの証明書の発行状況、内訳。

課長。

○市民課長（江中 誠君） それでは、証明書の発行状況、内訳について御説明させていただきます。

お手元の決算審査資料の63ページを御覧ください。

表の一番左が、各課で発行してる証明書の種類、その横が総交付数、その横が各課窓口での交付、その横が証明書交付コーナーでの交付、その横がコンビニ交付サービスでの交付となっております。表の上段が交付数、下段が総交付数から見た交付率を記載しております。

まず、市民課の証明書の中で、戸籍関係証明書の市民課窓口での交付が多い理由としましては、証明書交付コーナーの委託に含まれていない電算化前の縦書きの古い戸籍、いわゆる改正原戸籍といわれるものですが、このような戸籍の発行数が多いためです。そのほかの証明というところでも、証明書交付コーナー委託に含まれていない埋火葬許可証や自動車臨時運行許可証などの発行数が多いため、市民課窓口での交付数が多くなっておる状況です。

税務課の証明書の中で、固定資産税関係証明書の税務課窓口での交付数が多いのは、税務課職員が内容等を判断して交付しなければならない場合が多いためということです。

なお、コンビニ交付サービスにつきましては、令和3年6月から開始し、令和4年度が2年目となりますが、令和3年度に比べて交付数は約2倍に増加しております。主な理由としましては、コンビニ交付サービスを利用するために必要なマイナンバーカードの保有者数が増加したことによるものと思われま。

説明は、以上になります。

○委員長（横尾秋洋君） 説明がありました。質問はありませんか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） ありがとうございます。先ほど説明があったこのコンビニ交付サービス、今回2年目になるということなんですけど、合計で率が10%になってるんですけど、この10%というのは、今のところ倍近くなってるということで多いというふうな判断だと思うんですけど、この10%は今後またこれから増えていくだろうと思うんですよね。そこに目標みたいなものというものはあるんでしょうか。このぐらいはあるみたいな。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） 市民課として特に目標というところは掲げておりませんが、今もマイナンバーカードの保有者数は伸びておりますし、今現在も昨年度に比べて交付数は増えておりますので、今後、毎年コンビニで交付する方が増えて、窓口へ来られる方が少しずつ減っていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、市民課長、わざわざ来ていただいて短時間で終わって申し訳ないと思います。

じゃあ、次の税務課のほうに変わります。

しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後2時45分

再開 午後2時45分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きますが、税務課のほうでこれは配付ですかね。口頭で修正だったですかね。（「配付です」と言う者あり）ちょっと資料を配付してください。

〔資料配付〕

○委員長（横尾秋洋君） では、会議に入ります。

部長、紹介をお願いします。

○市民生活部長（杉村真子君） まず、先に職員が入れ替わりましたので、税務課職員が自己紹介をさせていただきます。

○税務課長（石川純快君） お疲れさまです。税務課長の石川です。よろしく願いいたします。

○市民税担当係長（渡邊成祐君） お疲れさまです。市民税担当係長の渡邊です。よろしく願いいたします。

○固定資産税担当係長（淵崎雄貴君） お疲れさまです。固定資産税担当の係長をしております淵崎です。よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） ただいまお配りさせていただきました審査資料64ページ、税務課の提出資料に数字の誤りがございましたので、大変申し訳ございませんでした。ここで正しい資料を先ほど配付させていただきました。

私のほうから訂正箇所の説明をさせていただきたいと存じます。

もともとの資料を御覧ください。税務課、64ページでございます。

上段の現年課税額上位20位の状況の市民税（個人）の税額及び割合が誤っておりました。資料要求事項につきましては、市民税の課税状況になっておりますが、提出資料の表中、1億7,276万7,500円は市民税と県民税を合算した税額、割合を記入しておりました。

先ほど配付いたしました資料を御覧くださいませ。

1億7,276万7,500円のうち、市民税のみの税額は1億368万200円であり、県民税の税額は6,908万7,300円となっております。全体に占める割合は1.8%と訂正をさせていただきます。

深くおわび申し上げます。

○委員長（横尾秋洋君） いいですね。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは、税務課職員から現年課税額上位20位の状況について詳細を説明させていただきます。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○税務課長（石川純快君） 市民税（個人）、市民税（法人）、固定資産税の課税額上位20位の状況について御説明させていただきます。配付させていただいた資料を基に御説明いたします。

まず、それぞれの税目の上位20位の状況についてですが、上位20位までの方々の市民税

県民税（個人）を合計した税額が1億7,276万7,500円であり、そのうち約60%が市民税分であるため、市民税分の合計額は1億368万200円となり、残りの40%が県民税分の合計額として6,908万7,300円となっております。市民税県民税の全体の額は94億1,891万5,453円であるため、上位20位までの方々の全体に占める割合は約1.8%となっております。

次に、市民税（法人）の上位20位までの事業者の税額の合計は、2億5,863万4,900円であり、市民税（法人）の調定額の全体に占める割合は約31.3%となっております。

最後に、固定資産税の上位20位までは、個人の方は入らず、全て事業者となっており、その合計は12億1,605万8,100円であり、固定資産税の調定額の全体に占める割合は約21.4%となっております。

続いて、市民税（法人）と固定資産税の上位20位の業種の内訳について説明いたします。

市民税（法人）については、卸売業、小売業が7社、建設業が4社、金融業、保険業と製造業とサービス業がそれぞれ3社となっております。

固定資産税については、卸売業、小売業と不動産業、物品賃貸業がそれぞれ4社、運輸業、郵便業と製造業がそれぞれ3社、金融業、保険業と電気・ガス・熱供給・水道業がそれぞれ2社、サービス業と情報通信業がそれぞれ1社となっております。

説明は、以上になります。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありますか。ないようですね。いいですか、これで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、税務課を終わります。前田君、いいね。

税務課、わざわざお疲れさまでした。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時52分

再開 午後2時52分

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

今回は収納課の皆さんが来られました。部長、紹介してください。

○市民生活部長（杉村真子君） 職員、入れ替わりました。収納課職員、自己紹介をいたします。

○収納課長（倉掛伸夫君） 収納課長の倉掛です。よろしくお願ひいたします。

○収納担当係長（小椎尾公憲君） 収納課係長の小椎尾と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、資料要求事項の市税滞納者の滞納額上位10人ということで、説明を願ひます。

課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） お手持ちの資料の65ページでございます。

市税滞納者の滞納額上位10人ということで、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税が市税に当たりますけれども、その上位10名ということで表のほうに記載をさせていただいております。

7,041万4,745円が滞納額上位10人の合計額でございます。前年度の同じ滞納額上位10人の合計額ですが、9,050万18円ということで御報告しております。差額の約2,000万円の滞納額が圧縮できた結果になっております。

説明は、以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

田中委員、これの資料要求でありましたが、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） では、次、66、次のページです。

○収納課長（倉掛伸夫君） 続きまして、資料66ページでございます。

コンビニエンスストア等の収納事務事業の内容と実績でございます。

決算額が743万2,812円ということで、内容がコンビニエンスストアによる収納及びスマートフォンアプリ決済による市税の納付事務でございます。

収納対象税目が、個人市県民税普通徴収、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料が対象となっております。

実績といたしましては、収納件数で11万5,157件でございます。この収納に係る手数料につきましては、月当たり6,500円の基本料と、取扱い1件につき58円を支出しております。

説明は、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。せっかく来てあるので、何か質問しないと。これは誰だったかな。市民会議。

では、副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） 先ほど市民課から説明いただいた資料が63にあるんですが、ここで今、コンビニエンスストアの収納事務事業の内容に関する資料をいただくことになったのは、コンビニだとこれだけ効果があるということを確認したような意味での資料請求であると考えるわけですね。

そしたら、例えば63ページの市民課のように、一つずつのこの証明書であれば総交付数に関して窓口ではこんな、こんな、こんなと書いて、最後にコンビニ交付サービスではこうだと。証明書交付コーナーではこうだと。結局、人手に関することなく機械でできるというところですね、この数字で一定事務の合理化ができるんだなというのが分かるわけですよ。

こっち側でいけば、総まとめになっているので、スマートフォンとかコンビニによる効果みたいなものを検証するには、数字としてはちょっと足りないかなと思うんですね。

さすがに収納課だなと思うのは、事務委託料が58円というのは、これはやっぱり収納課らしい数字だなと思うので、できたら市民課のようなこういった効果が分かるような数字の出し方をしていただけたいのかなと、ちょっと思いますけど。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） コンビニとスマホ収納の年度ごとの件数は、令和4年度で11万5,157件と申し上げましたけれども、令和2年度が9万9,721件でございます。令和3年度が10万8,301件ということで、やはりコンビニ、スマホ収納が伸びてきているという状態でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 資料につきましては、次年度からもう少し詳しく御提示できるようにさせていただければと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 先ほどの65ページの2,000万も昨年より減ったということは、大口滞納者がそれだけ納税をされたという形でいいんですか。

課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 納税もそうですけれども、やはりこの大口滞納者の滞納の内訳で言いますと、全体のやはり7割強が固定資産税となっております。それぞれ個別に分納の誓約をいただいたり、債権の保全のための差押をさせていただいたり、もしくは不動産が破産や競売の状態になって債権の交付要求をさせていただいていることをやりつつ、

納税についての折衝も同時に行っておりますので、収納の金額が上がっておるといふふう
に理解、分析をしております。

○委員長（横尾秋洋君） 分かりました。多分、来年度も同じようなことが出てくると思
いますので、先ほど部長が言われたように、例えば年度ごとを追って、何でこれだけ減っ
てきたかぐらいを何行かにわたって説明してもらおうと、それでさらに分かると思いますか
ら、併せてお願いをしておきます。

収納課、立派な説明をいただき、ありがとうございました。

これで、しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時01分

再開 午後 3 時02分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

部長のほうから紹介してください。

○市民生活部長（杉村真子君） 職員入れ替わりまして、国保年金課職員が出席しており
ますので、自己紹介をいたします。

○国保年金課長（高口 修君） 国保年金課長の高口です。よろしくお願いいたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、質疑は67ページ、国民健康保険事業特別会計繰出金の過
去10年間の内訳。説明を願います。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、一般会計決算審査資料の67ページになります。

内容につきましては、資料上のところに令和4年度の繰出金決算額と内訳、下の表に平
成25年度から令和4年度までの過去10年間の繰出金の内容でございます。

令和4年度繰出金決算額について読み上げさせていただきます。

繰出金の合計額は8億1,556万8,120円。この繰出金の内訳は、保険基盤安定繰出しが5
億6,213万1,047円、次の職員給与費等の繰出しは1億1,351万5,442円、出産育児一時金の
繰出しが1,758万9,333円、財政安定化支援事業繰出しが8,645万9,000円、未就学児均等割
軽減分繰出し、これは令和4年度からの事業になりますが、516万6,883円です。

以上が、国民健康保険法等により定められた基準による繰出しです。地方財政措置が講

じられたものになります。

次に、一般会計繰出し、これが3,070万6,415円。これにつきましては、子ども医療制度実施による医療費の増大に関するもの、保健事業実施によるものなど、市の施策に関するものに限られまして、一般会計から繰り出すものでございます。筑紫地区内においても同様の繰出しを行っているところです。

なお、令和4年度決算におきましては、赤字補填目的の繰出しは生じませんでした。

説明資料は、以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。これは、特に会派からありませんが、古賀委員の手が上がってます。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今回、赤字補填目的の法定外繰出しがないということで説明を受けて、予算内で落ち着いたというのはいいようにも思えるんですけども、今、団塊の世代が70代以上になってきて、高齢者医療が増えて、実際、被保険者が減ってきてるという現実の下、保険料を上げることによってそれを回避したというふうに理解するんですが、その中で収納額も収納率も引き上がってるんですよ。よくなってるんですよ。これまで本当にね、国民健康保険税が大変だと言って、回収も大変な中で、赤字補填の繰出しをやってきたという中、どこが要因となってこういうふうに回収率もよくなったのかというのを、どういうふうに見てるのかというのを、まず一つお尋ねしたい。

それから、今後も今回のように一般会計繰出し、赤字補填分がないようにとするならば、引上げしかないんですけども、まだこれを引き上げていくというお考えをお持ちかどうかというのをお聞きいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長、いいですか。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） 1点目が収納率がよくなっている原因というところでもろしかったですかね。

これにつきましては、収納課と連携して収納率向上に向けて事業を行っているところです。例えば夜間の電話徴収などを行っておりまして、また、どうしても生活に困窮してるということでそういった御相談があった方につきましては、ファイナンシャルプランナーへのつなぎを行ったり、あと、生活保護等々の相談との連携も行ってる。その成果が現れてるというところとっております。

2点目は、保険料の今後の引上げについての予測ということですがけれども、やはり年々後期高齢者のほうに被保険者は移行しておりますけれども、国民健康保険の被保険者の中でも高齢化というのは進んでおまして、65歳以上の割合というのは半数近くあっております。このためにやはり医療費というのは増額しておまして、1人当たりの医療費等も年々上がってる状態となっております。このため、県に納める納付金というのが、やはり多く支払わなければならないという状況になりますので、そのところで医療費適正化に向けた取組とともに、保険税率の検討というのは同時に行っていかなければいけないというふうに考えてるところです。

以上でございます。

○委員（古賀新悟君） 確かに、被保険者は減ってきます。高齢者は増えて……、高止まりはありますよ。あって、今度下がっていくんですけども、その一番高いところ、人数が増えていくところというところ、高齢者一人を支えるいわゆる被保険者の人数がどんどん減っていきますよね。例えば二人で一人を支えとか、1.5人で一人を支えとかという世界になってきてますよね。

その中でなおかつ税率を上げたときに、本当にその人は多少給料が上がったとしても、多分生計費がもたないんじゃないかというものも、行政側としてはやっぱり予測をしなければいけないというふうに思うので、国から、県からの税率の引上げに応えるだけではなくて、市としてどう考えるのかということもね、きっちり県にも国にも伝えていただきたいし、ペナルティーというのがあるからどうしても繰出しというのは二の足を踏むんですけども、そこも十分に考えた上で税率を考えていただきたいと思います。その辺りはどうですか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○国保年金課長（高口 修君） やはり国保制度の構造的な問題というのがございますので、これにつきましては負担が増えない……、できるだけ国からの補助等をもらえるように全国の市長会を通して要望等を行ってる状況でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

料金改定は今年度からですかね。料金が上がったのは。

○国保年金課長（高口 修君） 令和2年から税率改正を順次行っている状況でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 何か今年は非常に上がってるような気がするんだけど。

ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） 先ほどの古賀委員の質問に対するお答えの中で、収納率が上がってるというところでね、これは繰出金の話なので質問しても駄目なのかなと思ってたんですが、そこで収納率が出たので、例えば収納率がよくなった一方で、じゃあ減免世帯数というのは変化はどうなってるのかなというのがちょっと気になる場所なんですね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○国保年金課長（高口 修君） 軽減の世帯数ということですよ。

軽減世帯数につきましては、令和3年度から4年度にかけては横並びというような状況です。世帯数で言いますと、令和4年度で7,629世帯が軽減の対象世帯という形になっております。参考までにですけども、令和3年度の軽減世帯の合計数が7,621世帯でございます。

以上でございます。

○副委員長（辻本美恵子君） ちなみに、分母である全体の世帯数と、軽減の割合別の数字というのが分かれば。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○国保年金課長（高口 修君） 国保の被保険者の全体の世帯数ですけども、令和3年度が1万2,872世帯で、令和4年度が1万2,815世帯となっております。

○委員長（横尾秋洋君） 間違いはないですか。

しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後3時14分

再開 午後3時15分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） 令和3年度の世帯数と軽減世帯数のパーセンテージですけども、令和3年度が59.2%、そして、令和4年度が60%ちょうどの数字となっております。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、国保年金課はこれで終わります。お疲れさまでした。課の入替えのために、しばらく休憩します。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 3 時15分

再開 午後 3 時17分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部の部長がお見えでありますので、紹介して進めたいと思います。

嘉村部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 皆様、お疲れさまでございます。健康福祉部長の嘉村でございます。

健康福祉部において本委員会に説明を求められました資料につきましては、6課、24件でございます。どうぞよろしく願いいたします。

健康推進課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。よろしく願いいたします。

○健康推進課長補佐兼健康推進担当係長（山田真理子君） 健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしく願いいたします。

○健康企画担当係長（吉田聡子君） 健康推進課健康企画担当係長の吉田と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、68ページ、69ページの健康づくりポイント事業参加実績について、説明を願います。

そちらのほうから資料の修正があるということでもありますので、ちょっと資料の修正を説明してください。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 大変申し訳ございません。資料に一部誤りがございまして、訂正をさせていただきたいと思います。訂正箇所の説明をさせていただきます。

資料の69ページをお開きいただきたいと思います。

69ページの令和4年度健康ポイント事業景品一覧でございます。一覧の一番下にヘルス

ケアグッズとして、血圧計を記載しておりますが、正しくは電動歯ブラシでございます。
血圧計を電動歯ブラシに訂正させていただきたいと思っております。

大変申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。

○委員長（横尾秋洋君） では、説明に入ってください。

○健康推進課長（毛利早希君） 引き続き、健康づくりポイント事業参加実績について説明をさせていただきます。

審査資料の68ページを御覧ください。

決算額は39万9,333円となっております。

本事業は、市民の皆様健康づくりに取り組んでいただく動機づけを支援する事業でございます。ウォーキングや健診受診など、取組を行い、健康ポイントをためていただき、一定の健康ポイントを獲得した方に、インセンティブ——特典を提供することにより、健康づくりに参加、継続しやすいきっかけや環境をつくることを目的として事業を実施しております。

参加状況でございます。令和4年度は、応募数が725人、目標達成者が522人、達成者の割合が72%と、いずれの項目も令和3年度から増加しております。増加の要因については、令和3年度からふくおか健康アプリを導入しておりますが、アプリ参加者の定着と、令和4年度はアプリの登録者がさらに増加したこと、チラシ配布や広報掲載等による周知の効果があつたものと捉えております。

応募者の詳細、性別、年代別の内訳は、表に記載のとおりとなっております。応募者の詳細を見ていただきますと、ふくおか健康アプリからの参加が全体の9割以上を占めております。年齢が60代から70代の方においてもアプリからの参加が増加している状況でございます。応募者の性別、年代別内訳を御覧いただきますと、女性の参加が多いこと、60代、70代の年齢層の方が多いことがお分かりいただけるかと思っております。前年度と比較しますと、20代、30代の方が減少し、50代、60代、70代の年齢層が大きく増加しております。

69ページは、先ほど御説明いたしました景品の一覧となっております。

説明は、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明いただきました。質疑ありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 右側の事業所の選び方などがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 事業を開始するに当たりまして、景品選定について、地元企業の振興にも寄与したいという考え方から、商工会と筑紫野物産振興会に御協力をいただきまして、加盟店から景品選定などをしております。

その後、少しずつ事業者さんも、ほかにも商品を増やしたほうがいいという御意見もございましたので、何点かは商品を増やしているというところになっております。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） せっかくお越しいただきましたけど……。ああ、70番。ごめんなさい。70ページの巡回福祉バス運営事業。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 資料70ページの巡回福祉バス運営事業ルート別乗車状況について説明をさせていただきます。

本事業は、福祉事業の一環として、カミーリヤ及び公共施設の利用者の交通手段の確保を図ることを目的として、無料の巡回福祉バスを運営するものでございます。決算額は3,332万9,536円でございます。決算額のうち一番大きいものは、バス運転業務委託料の2,889万4,216円となっております。

運行につきましては、マイクロバス2台とワゴン車1台の車両3台により、市内5ルートを1日20便運行しております。

令和4年度のルート別乗車状況は表に記載のとおりとなっております。利用者総数は合計で2万7,528人となっております。利用者総数は、令和3年度から約20%の増加となりました。最も利用者が多いコースが二日市南コースで、利用者は8,810人、最も利用者が少ないコースが山家コースの1,178人となっております。

説明は、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明をいただきました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 今、御説明いただきましたけど、例えば7番の筑紫コースは、何というか、二日市コースのそれぞれとはちょっと違いますけど、1日6コースで設けられて多いほうなんですけれど、時刻表を見ると、なかなか例えば10時からの催しには早過ぎるか、もう始まっているとか、終わった時間についても同様なことで、時間帯とし

てちょっと利用しづらい時間設定になっているような気がします。

それで、今年度、公共交通計画の見直しに着手しておりますが、例えば、意見としては、無料はうれしいんだけど公共施設でしか乗り降りができなくて不便だと、お金を払ってでもいいからもう少しバス停を増やしてほしいと言われるんですけど、法律上、福祉バスであるから難しいという点があって、それをクリアするにはほかの問題と、公共交通との関係で難しい。何というか板挟みの状態じゃないかと思うんですけど、どういう課題意識を持っていらっしゃるのかについてお聞かせください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） おっしゃるとおり、無料の巡回福祉バスという位置づけで運行しておりますので、降りるバス停、または乗るバス停を公共施設などに限定しておりまして、利用者の方になかなか利用しづらい点もあるかとは思いますが。

ただ、現行の運行方法の整理ですと、どうしても降りるバス停、乗るバス停を公共施設などに限定せざるを得ないというところがございます、そういったところはカミーリヤバス単体で利便性を向上させるということも難しい状況でございます。

現在、地域公共交通会議におきまして、地域公共交通計画の策定に取り組んでおり、市全体の公共交通ネットワークについて見直しをしておりますので、そちらとも併せて、必要に応じて、カミーリヤバスも含めて、より利便性の高い交通手段となるように検討していければと思っております。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、毛利課長、ありがとうございます。

課の入替えのためしばらく休憩をして、10分間の休憩として40分から始めます。

休憩 午後 3 時29分

再開 午後 3 時39分

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

今度は子育て支援課の皆さんがお見えですので、嘉村部長のほうから紹介してください。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、子育て支援課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課長の岡嶋と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○子育て支援担当係長（佐藤武朗君） 同じく子育て支援担当係長の佐藤と申します。よろしくお願ひします。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次は70ページですかね。子ども・子育て支援事業計画推進事業等々について、説明を求めます。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） では、子ども・子育て支援事業計画推進事業における子どもの権利救済委員報酬と相談件数、子ども・子育て会議の内容について御説明をさせていただきます。

審査資料の71ページを御覧ください。

まず、子どもの権利救済委員の概要について説明いたします。

子どもの権利救済委員については、筑紫野市子ども条例第17条に定め、子どもの権利が侵害された場合、あるいは侵害されたとみなされた場合に救済する附属機関として設置しております。子どもの権利救済委員は、相談を受け、子どもの救済及び回復のための助言を行います。また、必要に応じて、調査、調整、勧告を行うことができます。令和4年度は2名の救済委員に委嘱しております。

次に、相談件数及び報酬について説明いたします。

相談件数は、新規がゼロ件、継続が1件でした。また、報酬は、年度合計で12万円でした。

次に、子ども・子育て会議の概要について説明いたします。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置しています。平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度に関する事業計画の策定、進捗管理等について、保護者を含む子ども・子育て支援に携わる方々の意見を聞くための会議であり、施策の実施状況を調査・審議することを目的としています。また、子育て支援施策や、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況についての検証は、子ども・子育て会議への諮問、答申を受けることにより実施しているところで

次に、72ページを御覧ください。

最後に、子ども・子育て会議の実施状況について説明いたします。

令和4年度は、会議を2回開催しております。なお、第1回目は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催とさせていただきました。

1回目、2回目の開催日時及び議題については、資料のとおりとなっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 今、説明をいただきました。質疑に入ります。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） まず、分かりやすい資料をありがとうございました。

権利救済委員の相談件数が、私、一般質問したんで相談件数は把握していたんですけども、昨年度が新規ゼロ件ということで、この子ども・子育て会議の議事録の中で、この権利救済委員につながるまでが課題であるということが指摘があるので、やはりこの認知率の向上というのをこの事業の効果を測定するに当たって、認知率をその成果指標に入れていくべきじゃないかなと。それが1点目。どのように考えているのかというのが1点目ですね。

2点目が、この72ページの同じくたしか第2回目の会議の中で、やっぱり教職員の方が、この子ども条例とか子どもの権利について知っとかないといけないということで、何か6月から7月に中学校の校長会で周知して、教職員にも周知をすると。併せてPTAとかに配布したりとか、保育士の方とか幼稚園の教諭の方とかに周知を行っていくと書いてあったんですね。1月31日時点なので、そういうものの状況、その後どうなったかと。6月、7月の話なんで。ということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、認知率についてなんですけれども、以前から段下委員から言われているように、子ども条例の認知率についても課題となっておりますので、今から述べる二つ目の質問にあった分に内包させていただいて答えていきたいと思っております。

まず、子どもの権利救済委員、併せて子ども条例については、認知度が当初からさほど伸びてないということは、自分たちの課題としております。

それで、段下委員が言われたように、昨年度、今後の取組について少し予定を報告させていただいたところです。

夏休みに、予定どおり、学校教育課のほうにも協力をいただきまして、校長会で知らせた後に、教員の皆さんの研修の中の一部に入れさせていただきまして、子ども条例と併せ

てヤングケアラーについての周知を図らせていただいたところです。まだその結果がどうだったかとかいうアンケートは取れてはいませんが、まず、そこに取り組みました。PTA、それから、幼稚園、保育園については、その学校の教員の方々の周知の様子、結果を踏まえて、また検討したいというふうに思っております。それによって認知率というのも向上していくかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） では、なければ次に移ります。

今度は、決算認定資料の104ページを出してください。

地域子育て支援センター事業に入ります。説明、いいですか。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） すみません、資料の104ページをお開きください。

地域子育て支援センター事業についてですが、子育て支援センターは平成14年4月1日に開設し、会計年度任用職員フルタイム1名、パートタイム4名を配置し、親子教室や子育てサロンの開催、電話や来所による育児相談を受けております。まなびの広場は、子どもの年齢、月齢に合わせた関わり方や育児について学ぶ親子教室です。子育てサロンは、子どもの遊び場、保護者同士の交流の場として、親子の居場所を提供するものです。地域の子育てサークル等の支援として、教材の貸出しや子育て情報誌に掲載し、市民の周知を行っております。子育て支援情報誌「もこもこ」は月1回発行しております。市内の各保育所、各コミュニティセンター、生涯学習センター等に配架するとともに、市ホームページに掲載し、家庭で保育を行う保護者等に情報提供を行っております。また、年1回、「筑紫野子育て応援情報すくすく」の施設配布及び全戸配布を行っております。子育てに関する相談も併せて受けておりまして、相談件数は延べ3,196件でした。

次に、つどいの広場「つくしのこ」の状況です。平成24年6月に開設し、会計年度任用職員フルタイム1名、パートタイム2名を配置し、子どもの遊び場、保護者同士の交流の場として親子の居場所を提供し、電話や来所による相談を受けております。つどいの広場の利用人数は3,631人で、赤ちゃんのつどい、これは、対象年齢が2か月から6か月の親子、もしくは7か月から11か月の親子ですが、これを22回開催し、参加人数は203名でした。育児に必要な知識や情報の提供を図ることを目的とした子育てワンポイントを12回開

催し、参加人数は、こちらについては122人でした。情報誌「つくしのこだより」を年4回発行し、市のホームページにも掲載しております。子育てに関する相談も併せて受けておりまして、相談件数は延べ1,808件でした。

以上ですが、105ページに、すいません、もう1項目あります。

すいません、続けて105ページの子育て教室開催事業についても併せて説明させていただきます。

こちらは、講師を招いて子育てに役立つ情報や育児が楽しくなるコツをテーマに、子育て講習会を10回実施しております。参加人数は195名です。

以上、説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑に入ります。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この認定資料の中で、まず、親子教室、これは例年決算認定資料を見てるんですけども、同じような内容がずっと続いているのかなど。我が市においては、多分、応急手当の親子講習、救急救命ですね、誤飲とか心肺蘇生とか、そういった消防とかと協力してやってる自治体もかなり増えてきていると思うんで、何かこういったことを、普通の親子教室も重要ですけども、それだけじゃなくて、そういったことも今後検討する必要があるのではないかということ、それが1点目。

2点目が、この令和4年度の実施状況の参加延べ人数、まなびの広場とか子育てサロンとかあるんですけども、認定資料の108ページにある乳児全戸訪問の4か月より前の子どもの数からいったら、大体多分生まれる子どもって八百数十人から九百数十人ぐらいいると思うんですね。その中からすると、この人数がやっぱり限られているんじゃないか。利用したくても利用できてない状況があるのではないかということですね。

ちょっといただいた声では、つくしのことかも、週1回とかなんですかね。何か申込みに対してどうなのか。その受け皿が足りてないのではないか。そうなってくると、そういった会計年度の方とかを増やしていく必要があるのではないか。職員の方ですね。それが2点目。

あともう一つが、この開催場所が、参加したくて会場を同じ方が回っている。なので、できれば地域のコミュニティーぐらいで、気軽に受けられるような感じにしていく必要があるんじゃないかということですね。それは、三つ目。

どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時52分

再開 午後 3 時52分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、1点目の消防との共同救急法についてですけれども、消防ではなくて日赤のほうと共同させていただきまして、年に1回取り入れるようにしております。委員が言われるように非常に人気というか、ニーズが高いものと捉えておりますので、ファミリーサポートセンターの分の学習会とこちらにも1回入れさせていただきます。

それと、2点目の会計年度任用職員の任用なんですけれども、今の時点では、現時点の人員配置で実施可能な事業内容としております。つくしのこについても1回しか利用できないのではないかという、今、お話がありましたが、コロナ禍においてはそういう制限をさせていただいておりましたが、今は制限をかけておりませんので、人によっては週3回だったり4回だったり利用している現状がございます。併せて、ひよこ組だとか、あひる組だとか、まなびの広場についてなんですけど、これもキャンセル数を見ながら教室の回数というのを考えておりますので、ちょっと人員配置もあって急激に増やすことはできませんけれども、今のところキャンセル数がそこまでないので、この状態でやらせていただいております。

次に、3点目ですが、会場については、こちらは現場と話し合ってみないと分かりませんので、今の会場以外の地域コミュニティセンターでもやれないかということは、課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 段下委員の付け加えて、参加者の声などあれば教えていただきたいのが1件と、新規の参加者への促進等をされているのかが2点目と、真ん中の相談件数3,196件と書いてあるんですけれども、これ年間ですか。大体の内容が分かれば教えていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 市民の声というのは、事業全般を通じてでよろしいんですかね。

○委員（春口 茜君） アンケートとか行なわれているんですかね。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） じゃあ、続きまして、アンケートについては、通常をつどいの広場であったり子育て支援センターに来られる方について、毎回毎回相談なり遊びに来たときに取ってるアンケートはございませんが、まなびの広場であるとか、そういったちょっと特別な講座を行うときには必ず取らせていただいております。

そのときには、どこでこういった教室を知ったかとか、また利用してみたいかとか、満足だったかとかいう、幾つか同じ項目をずっと取らせていただいているところです。総じて、対象年齢をそろえた教室にしているのは、そのニーズが非常に高く、なかなかふだんだったら同じ年齢の子たちと遊ぶ機会がないけれども、ここに来たら同じ年齢の子と話せたとか、もしくは同じ年齢の子を抱える親御さんと同じときの悩みを分かち合えたというところで、同じ月齢の子を持つ親御さんたちが集まることに非常にニーズが高いなというふうに見ているところです。あとは、テーマごとに沿って、遊びのコツであるとか、発達の見方であるとか、そういうところに非常に教えてもらえてよかったという声を聞いているところです。

それから、2点目の新規者についてなんですけど、年に数回、ちょっと日数を区切って取らせてはいただいているんですけど、今、ここにちょっとデータを持ってきておりませんが、同じ人がずうっと利用しているのではないかというのは確認をさせていただいております。ただ、そうすると、ちょっと現場がその作業をするのに非常に時間をとってしまうので、年に限って1回とか、年度末とかいう形で取らせていただいているところです。

すみません、3点目をもう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

○委員（春口 茜君） 真ん中の相談の内容が、大まかな内容が分かれば。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育てに関する相談件数の内訳ですけれども、大体食事、授乳。多いものからいきますね。多いものが、出先相談と電話相談と来所相談で、実績のほうは大体分けて集計はしているんですけども、出先相談が一番多いですので、出先相談の中で多いものから挙げています。多いものが、やはり身体の発達、それから、し

つけ、関わり、そして、センター、つどいの案内というふうになっております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 春口さん、いいですか。

まだ、終わってないですか。段下委員から再度。

○委員（段下季一郎君） すいません、1回だけ。さっきの応急手当の親子の講習は、日赤と協力して年1回やっているということで、定員が何名なのかということと、日赤だけじゃなくて消防とも協力すれば回数を増やせるんじゃないかなともちょっと思ったんですけども、ちょっとその点、どのように考えているのか、再度お尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず定員ですけれども、定員については、この子育て支援センターが行っている幼児安全法では10組としています。

逆に、ファミリーサポートセンターはまた全然違うんですけれども、この回数を増やせないかですが、申し訳ございませんが、今の人員体制で月に1回ずついろんな講座を行っておりますので、今のところは共同して増やすというところは予定にはないんですけれども、貴重な御意見として、課題として、受け取って置きたいと思います。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次に、田中委員。

○委員（田中 允君） 市の職員の方でもね、育休取ってある方がおられるよね。もちろん、これは筑紫野市の事業でしょうけど、その中でもその育休取った職員さんたちが、行ってみたい、行かなければならない、そんなすばらしいこの講習なんですかね。そこら辺り、参加してあるのかどうかも含めて。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 手前みそではありますが、すばらしい講座だと、すいません、思っております。アンケート結果からも、非常にためになったというところは多く聞かれているのと、いろいろ講座名がありまして、歯科講習から、発達、トイレトレーニング、幼児安全法、それから、リトミックだったり、戸外遊び、食育などあるんですが、今質問を受けた幼児安全法とトイレトレーニングは確かに非常にニーズが高いなというふうに感じております。

○委員長（横尾秋洋君） 田中議員。

○委員（田中 允君） 市の職員は、育休を取った人は。

○委員（上村和男君）　そこで質疑したらいけないだろうが。

○委員（田中　允君）　いやいや、してないよ。

○委員長（横尾秋洋君）　課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　全てにではございませんけれども、要所要所で関わらせていただいています。

○委員長（横尾秋洋君）　田中委員、いいですか。

○委員（田中　允君）　ただね、市の職員さんたちが育休を取るじゃないですか。筑紫野市におられる方はあると思いますけどね。そういう方たちがまず参加されていますかね。

○委員長（横尾秋洋君）　課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　すみません、ちょっとそこまでは把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長（横尾秋洋君）　いいですか。

次のページの105ページですか。子育て教室開催事業についてを議題といたします。

課長、説明してください。

課長、105ページも説明したつもりですか。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　すみません、説明は先ほど併せてさせていただきましたけれども、質問はお受けしておりませんので、もしよろしければ。

○委員長（横尾秋洋君）　そしたら、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君）　じゃあ、子育て支援課、岡嶋課長、大変お疲れさまでした。佐藤係長も大変でした。

しばらく休憩します。入替えです。

—————・—————・—————
休憩　午後4時02分

再開　午後4時03分
—————・—————・—————

○委員長（横尾秋洋君）　じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

嘉村部長、紹介をお願いします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君）　職員が入れ替わりまして、保育児童課から職員が参って

おりますので、自己紹介をいたします。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育児童課長の坂田と申します。よろしく願いいたします。

○保育児童担当係長（中村義弘君） 保育児童課保育児童担当の係長、中村と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 73、74ページの説明を願います。
課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 御説明させていただきます。

まず、各保育所ごとの定員、措置数、職員配置数及び幼児の年齢別職員配置の区分につきまして、資料74ページになります。

保育所ごとの定員、入所児童数、職員配置数の一覧をつけておりますので、御覧ください。

令和5年3月1日の入所児童数及び年齢別クラス担当を含めた職員配置数を保育所月報により集計をしております。表中の左から2列目、定員ですが、公立保育所の定員合計は480人、私立保育所の定員合計は1,810人で、合わせて2,290人となっております。

入所児童数は、その隣の列になります。公立保育所の合計は456人、私立保育所の合計は1,946人、合わせて2,402人となっております。公立保育所において入所児童数が定員より少ない理由としましては、3歳以上児の入所希望が少なく、定員を下回ったクラスがあることが主な理由となります。

職員数は、一番右の列となります。公立保育所の職員数ですが、正規職員が50人、正規職員以外が94人、合計144人、私立保育所は、正規職員250人、正規職員以外が173人、合計423人、公立私立合わせた合計数としては、正規職員が300人、正規職員以外が267人、合計567人となっております。

なお、保育士の人数につきましては、短時間勤務を含む実人数で集計をしております。

続きまして、延長保育実績、事業費、会計年度任用職員を含む人件費について御説明いたします。

決算審査資料、73ページ、決算認定資料は94ページになります。

延長保育事業は、保護者の就業時間、通勤時間等のやむを得ない事情により、通常の保育時間を超えて保育する事業となっております。全認可保育所13施設で実施しており、実施時間帯は18時から19時となります。保育料は月額3,000円でございます。施設ごとの延

べ利用児童数、事業費及び事業費に占める人件費につきましては、表のとおりとなっております。

説明は、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明をいただきました。質疑はありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 74ページのゼロ歳の職員配置なんですけれども、武蔵ヶ丘保育園と原田保育園のゼロ歳の正職以外の方が多いんですけど、正規と非正規の待遇の違いなどありましたら、分かりやすく教えていただけたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 認可保育所につきましては、その保育の運営方針と申しますか、そういった部分でも多少異なってくるかと思いますが、基本的には正職が担任を担って、それ以外の職員が副担任その他を補助するというふうな形で基本的には配置がされているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） ゼロ歳児のおむつ替えとか、回数がかなり多いんですけども、そういった副担任であっても、そういった業務の負担とかがやっぱり正規の方と変わらないんじゃないかなと思うんですけども、例えば給料の違いとかがどれだけあるのかとか、時間とかが分かれば教えていただけたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 申し訳ありません、認可保育所の人件費につきましては、各施設のほうで設定がされておりますので、事務局のほうではちょっと把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次の公立保育所の一時的保育事業の利用状況についてを議題といたします。

課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 続きまして、公立保育所の一時的保育事業の利用につき

まして、御説明させていただきます。

決算審査資料の75ページ、決算認定資料は97ページから102ページとなります。

まず、一時的保育事業でございますが、保護者の就労、疾病、出産など、様々な理由により緊急的に一時的保育を必要とする場合に対応するため、公立3保育所において実施している事業でございます。利用のためには、所定の手続、面接などによる事前登録を必要としておりますが、これは、アレルギーなどの保育児童の個別事情を把握し、施設内における事故やトラブルを未然に防ぐための措置でございます。また、利用希望日につきましても、対応スタッフの配置、ローテーション調整のため、前日までに予約をお願いしているところです。対象児童につきましては、生後50日から就業前までの児童、過去5年間に於ける3施設ごとの延べ利用者人数は、表のとおりとなっております。

説明は、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。

前田議員。

○委員（前田倫宏君） 今回、この二日市保育所、街道保育所、下見保育所と、定員が大体15名程度になっているのかなと思うんですけども、その中で、市民のニーズとして、今の状況として、申込者に対して受入れ体制が整っているのかというのがまず1点と、5か年度を比べてみますと減少傾向にはあります。ただ、これはもともと待機児童数が多いがために、ちょっと利用者さんも平成30年度が多かったのかなとは、私は思うんですけども、その要因というところも含めて教えていただけたらなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 一時保育のスタッフの配置でございますけれども、基本的には議員御指摘のとおり1施設15名ということで、定員上は、3施設ございますので45名ということにはなっております。

ただ、配置の関係で、どうしても扶養の範囲で働きたいというような要望のスタッフの方も増えてきておりますし、なかなかその確保について苦労しているところでございます。

利用人数の推移がこの表で徐々にちょっと推移減しているような状況というのは確かにございます。これは、複数の条件が重なった結果ではないかと思いますが、一つは、コロナの影響も一時保育ですのであるかと思えます。あと、現場のほうの話を聞きますと、特に手帳所持という形ではないんですが、何と申しますか、支援が必要なお子様のお預けと

というのが近年大変増えてきているということで、その場合はどうしても対定数に合わせた職員配置のみでは、不慮の事故ですとか、子どもに対するサポートが十分に行き届かないということで、定数を曜日によって圧縮して控えている、職員配置を手厚くしているという部分もあるようでございます。

あと、二日市保育所、下見保育所につきましては、令和4年度、数字がかなり下がっておりますけれども、この両保育所につきましては、昨年度開設しました150人定員のいきいき保育園のほうに、固定で利用されてあった方がかなりそちらのほうに移っているというふうな状況もあっていると。

様々な複合的な要因が重なって今の状況になっているというふうに分析をしております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次の76ページを説明をお願いします。

課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 続きまして、各保育所別の保育所運営費保護者負担金滞納件数と金額、収納対策、過去4年間の収入未済額の合計について御説明をさせていただきます。

決算審査資料の76ページとなります。

表中におきまして、令和4年度の各保育所ごとの収入未済額を記載しております。下から4段目、収入未済合計額は235万5,550円、その下、過年度分の収入未済額は5,223万6,108円、令和4年度決算における不納欠損額が3,763万6,728円、差引きで令和4年度の収入未済額総計の欄になりますが、1,695万4,930円となります。

表の欄外に、収納対策について記載をしております。年度途中における就労確認や、次年度入所申込時などの機会を捉えまして納付指導を実施するほか、督促や電話催告、滞納整理を前提とした収納課への事務委任を実施しております。

過去4年間の収入未済額につきましては、記載のとおりでございます。

ここで、表中の不納欠損額について補足説明をさせていただきます。

まず、前提といたしまして、保育所運営費保護者負担金、いわゆる保育料でございます。これは、債権としての性格は強制徴収公債権となります。一般的な民事上の債権と異なりまして、取立訴訟等を経ることなく、債権者が、国税徴収法等の規定に基づき、自ら滞納

処分を行い、取り立てることができる債権でございます。市税等がその代表例となります。保育料につきましても、同じ取扱いをすることが国税徴収法に規定されております。また、徴収権の消滅に係る事項につきましては5年、児童福祉法及び地方自治法の規定によりまして時効の援用を要せず、徴収の権利は時効により消滅いたします。

今回、不納欠損処理を行った保育料につきましては、平成7年度から29年度までの保育料となります。平成30年度から、収納課への事務委任や共同での滞納整理に取り組み、徴収可能な事案について整理を進めてまいりました。これまでの決算審査において、不納欠損の検討をしているが、実施はない旨の説明をさせていただいておりましたが、今回、滞納整理に一定のめどが付き、令和4年度において、滞納繰越分の全件について収納課と共同で確認作業を行い、186件について時効による不納欠損処理をすることといたしました。

本来であれば、年度ごとの決算処理において、滞納繰越分の個別の内容に応じた執行停止や不納欠損の検討をすべきところでございますが、所管におけるノウハウ不足等によりまして実施に至らなかったところでございます。

現在、保育料の徴収につきましては、保育料無償化による徴収額の減少の影響もありますが、機会を捉えた納付指導や口座振替の推奨、児童手当支給額からの相殺などの手続を進めておまして、現年度分で98.95%の高い収納率を維持しております。今後とも収納率向上の取組を進めながら、収納課との連携により、適切な滞納管理に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） ないようですので、次に行きます。

母子家庭等自立支援事業、給付件数、成果、推移、77ページの説明を求めます。

課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 続きまして、母子家庭等自立支援事業給付件数、成果、推移について御説明いたします。

決算審査資料77ページとなります。

事業ごとに御説明いたします。

まず、自立支援教育訓練給付金につきましては、独り親家庭の母または父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成する制度です。令和4年度につきましては、看護師の教育訓練講座を受講した一人に対して支給を行っております。

次に、高等職業訓練促進給付金につきましては、独り親家庭の母または父が就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関に修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のため、修業期間に対して毎月訓練促進費を支給する制度です。令和4年度につきましては、看護師、准看護師、作業療法士、保育士の養成機関で修業する13人に対して支給を行っております。

最後に、高等職業訓練修了支援給付金でございます。修業期間の終了後に支給するもので、看護師の養成機関での修業を修了した二人に対して支給を行っております。

下の表につきましては、それぞれの制度に基づく実績の件数及び金額について、過去3年間の推移として掲載をさせていただいております。

説明は、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明をいただきました。質疑はありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 決算額1,992万5,000円。これに対して、国、県からの負担金や補助金があったら、内訳として教えていただきたい。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 財源の内訳としまして、国費が4分の3負担ということで、残りの4分の1が市負担という形になっております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 西村議員。

○委員（西村和子君） ①の看護師の教育訓練講座というのは普通の看護学校とは違うと思うんです。これが何なのかというのと、終了後に渡す給付金の目的というか、それをお願いします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 自立支援教育訓練給付費につきましては、資格取得の養成機関ではなくて、厚生労働省のほうに講座の一覧というのを毎年公表しておりまして、その中の講座に限って受講した場合に、この訓練給付金を支給するという形になっております。その職業を目指すに当たってためになる講座といたしますか、そういった内容となっております。

それから、修了支援給付金ですが、これは所定の養成機関での修業を終了したという条件に基づいて支給をさせていただいているということになっております。講座によって2

年であったり、3年であったりという期間、資格取得のために勉強された、それを終了したというところで、その条件に基づいて支給をしているものという形になっております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 終了支援首給付金は、2の高等職業訓練促進給付金をもらった後に受けるわけでしょう。だから……。

○保育児童課長（坂田浩章君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時21分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） すみません、ちょっと説明が難しいところはあるんですが、まず、②の高等職業訓練促進給付金、これにつきましては、要は就職に有利な資格を取得するために2年、3年と修業される。その間のいわゆる生活費の補償としてお出ししてる給付金という意味合いになります。③の高等職業訓練修了支援給付金といいますのは、生活費の補助とは別に、終了したことを条件に給付させていただいているものでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 2番の促進給付金は、仮に途中でやめてしまったとかということがある場合、資格が取れないですよね。だから、何というかな、3番目は、頑張っって資格取得して就職につながったから、その資格取得について遡って補填するとか、そういう目的なのかなと思ってお尋ねしているんです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） すみません、修了支援給付金につきましては、この資格の取得養成機関は、資格を取得する、国家資格等を受験する要件を満たすために通う部分ですね。分かりますかね。ですので、国家資格を取得する試験はまた別になります。この終了支援給付金といいますのは、資格を取得したからそれに対してお支払いするものでは

なくて、あくまで養成機関での2年、3年の修業を完了したことに対してお支払いする給付金となっております。

○委員長（横尾秋洋君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今、いろいろ議論されておりますが、これは予算審議で令和4年度の当初予算で審議してこれが認められて、この決算の分については、その分の効果がちゃんとできたのか、費用対効果ができたのかということで、少し学習会では度が過ぎてるかなという思いがします。

○委員長（横尾秋洋君） 高原委員の仰せももっともでありまして、これは、予算審査のときに可決したのが、結果的に、今回報告ですから、また遡ってこれは何かというのは勉強会になってしまうので、決算審議とはちょっと異なってくるのかなあとと思いますけど、せっかくの発言でありましたので、西村委員、よろしいでしょうか。

○委員（西村和子君） 分かりました。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、ここは終わって、次、78ページに行きます。

課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 続きまして、市内届出保育所ごとの入所者数、保育士の数、各保育所ごとの保育料の内訳、市の補助額と内容について御説明をいたします。

決算審査資料78ページとなります。

表中の内容ですが、福岡県から届出保育施設の運用状況報告書の写しをいただいておりますので、そのデータを基に、15届出保育施設の保育料、入所児童数、保育士数を記載しております。

一番右の列につきましては、入所している市内居住児童の健康診断費につきまして、助成をしておりますので、その金額を記載しております。

各保育所の保育料につきましては、同一料金のところと、年齢別に設定している施設とがございます。

入所児童数の合計は347人、保育従事者数の合計は107人、市の補助額の合計は33万7,437円となっております。

説明は、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） ないようですので、79ページ、保育人材確保対策事業に移りま

す。

課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 続きまして、保育人材確保対策事業実績、内訳について御説明をいたします。

決算審査資料79ページ、決算認定資料は94ページとなります。

本事業ですが、保育補助者を雇用することにより保育士の業務負担軽減及び離職防止を図り、保育人材を確保することを目的とし、雇用を行う私立保育所に対し補助をしております。

表中におきまして、過去4年間の雇用人数、雇用実施施設補助金額を記載しております。説明は、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明いただきました。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） これは一般質問のほうでもちょっと言及はしてるんですけども、この保育士の業務負担を軽減するというので今言われてて、この事業の意図が、離職防止を図るとともに、保育補助者が保育士資格を取得することで新たな保育士の確保につなげるということで、この成果指標としてやっぱりこの保育補助者の資格取得をしたかまで把握をするべきじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 議員御指摘の件ですが、6月の予算審査の折にもそういった御指摘をいただいてたかと思えます。

今回、決算に当たりまして、この保育士雇い上げを実施しております施設に聞き取りのほうを行っております。令和元年度から令和4年度まで、今のところ本事業を実施しております。現時点で保育補助者雇い上げを経て、国家資格を取得して保育士として実際に任用されてる方が、全部で10名いらっしゃるということで確認をしております。

あと、管理者の話を聞く中で、今資格取得中だと、勉強中だというふうな複数の回答もいただいておりますので、今後につきましても複数名の任用が見込まれるのではないかとこのように期待をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） この資料で令和2年度に人数が22人いらっしゃって、施設数も5

施設で1,200万円、令和4年度も同様に人数が22名、施設数が5施設に対し2,000万円。差が生じているが、何か理由というのをまず一つと、今、いろいろ保育士の資格にもつながっているということであれば、先ほどの保育士の配置数の資料がございましたけど、対象施設はたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺ももう少し気運を広げていったりすることも大事かなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 御質問の件でございますけれども、確かに実績の金額が大きくございます。ここにつきましては、規定に基づきまして、実際の雇い上げをした方の勤務表も含めて全て提出をいただいて、実勤務日数に応じて助成のほうをさせていただいておりますので、人数は22名ということで同じではございますけれども、勤務日数等の差がこの金額のほうに出てきているものというふうに理解をしております。

それから対象施設ですね。おっしゃるとおり、この経験を踏まえて、その場所で自分働きたいということで資格を取得してこられてある方というのが実際にやっぱりいらっしゃいますので、予算編成時にはそういう希望がないかということで、認可保育所全てについて希望を聞き取ってさせていただいている部分はございますけれども、今後、もっと事業の積極的な活用について働きかけのほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

嘉村部長、一昨日も新聞報道にあまりました、おばあちゃんが保育園に子どもを預けに行くのを忘れて会社へ行ってしまうと、途中で気がついて119番してくださいということで、行ったら既に亡くなってたというような事件が起きてますが、筑紫野市の場合、もしそういう事例があったときに、何か市のほうから各保育園とかそういう対象施設のほうに連絡か何かしてますかね。

これは部長か課長。部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） こういった大きく報道されてあったり、事案が起きた場合は、県などからも通知が参りますし、私どものほうからお声かけはさせていただくようにしております。

あつてはならない事故ですので、防げる事故だというふうに思いますので、出席確認なども従前から徹底してお願いしたいということは度々所園長会議などでもお話ししてます

ので、もうすぐ所園長会議なども開いた場合は、しっかり全保育園に徹底していきたいと考えております。

○委員長（横尾秋洋君） その対象の保育園も、子どもさんが来てないということを親御さんのほうに連絡してなかったということで、誤ってやったという形が報道されたので、常に、欠席がないという以外はちゃんとそういう事例が発生したら、保育所から保護者の方にちゃんと連絡が行くように、再度そういう徹底等をしてほしいなと思います。

ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、健康福祉部をもって、今日の審査は終了いたしました。審査に御協力いただき、ありがとうございました。

では、第4回決算審査特別委員会は、明日9時から開会いたします。

それでは、本日はお疲れさまでした。散会いたします。

散会 午後4時32分